

大阪 市 公報

発行所
 大 阪 市 役 所
 大 阪 市 北 区 中 之 島 1-3-20
 電 話 06-6208-7444

目 次

規 則

- 大阪市指定難病審査会規則 8
- 区長委任規則の一部を改正する規則..... 9
- 大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 9
- 大阪市公舎貸与条例施行規則の一部を改正する規則..... 10
- 大阪市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則を廃止する規則 13
- 大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則..... 13
- 大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則..... 14
- 大阪市児童福祉法施行細則及び大阪市立障害児入所施設条例施行規則の一部を改正する規則..... 14
- 大阪市立有料自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 15
- 大阪市建築物の環境配慮に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 15
- 大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則..... 15

告 示

- 公立大学法人大阪運営協議会を大阪府と共同して設置した旨及び規約の告示..... 22
- 長居陸上競技場ほか5施設の臨時開場及び供用時間の変更の承認..... 26
- 鶴見緑地球技場及び鶴見緑地運動場の臨時開場及び供用時間の変更の承認 28
- 南港中央野球場及び南港中央庭球場の臨時開場及び供用時間の変更の承認 29
- 靱テニスセンターの臨時開場及び供用時間の変更の承認..... 30
- 大阪城弓道場の臨時開場の承認..... 30
- 大阪市中心体育館の臨時休館及び供用時間の変更の承認..... 31
- 大阪市立東淀川体育館の臨時開館及び臨時休館の承認 32

○大阪市立北スポーツセンターの臨時開館の承認	32
○大阪市立浪速スポーツセンターの供用時間の変更の承認	33
○大阪市立東成スポーツセンターの臨時開館の承認	33
○大阪市立生野スポーツセンターの臨時開館の承認	34
○大阪市立旭スポーツセンターの臨時開館の承認	34
○大阪市立城東スポーツセンターの供用時間の変更の承認	35
○大阪市立住吉スポーツセンターの供用時間の変更の承認	35
○大阪市立東住吉スポーツセンターの臨時開館の承認	35
○大阪市立修道館の供用時間の変更の承認	36
○大阪市立扇町プール及び大阪市立下福島プールの供用時間の変更の承認	36
○大阪市立大阪プールの臨時開館及び供用時間の変更の承認	37
○大阪市立真田山プールの供用時間の変更の承認	37
○大阪市立浪速屋内プールの臨時開館及び供用時間の変更の承認	38
○大阪市立淀川屋内プールの供用時間の変更の承認	40
○大阪市立東成屋内プールの臨時開館の承認	41
○大阪市立城東屋内プールの臨時開館及び供用時間の変更の承認	41
○大阪市立阿倍野屋内プールの臨時開館の承認	42
○大阪市立住吉屋内プールの供用時間の変更の承認	43
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	43
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	44
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	45
○証明書発行手数料の徴収及び収納事務委託（住民票・戸籍関係証明書発行コーナーほか3施設）	47
○証明書発行手数料の徴収及び収納事務委託（コンビニエンスストアにおける証明書の自動交付）	48
○使用料の徴収及び収納事務委託（大阪市立男女共同参画センター中央館ほか4施設）	48
○大阪市客引き行為等の適正化に関する条例に基づく命令違反者の氏名等の公表	49
○市税事務所の執務時間	51
○一般競争入札の執行（大阪市立小学校、中学校教育用コンピュータ機器一式（西ブロック）の借入れ等）	51

○一般競争入札の執行（大阪市立小学校教育用コンピュータ機器一式（北ブロック）の借入れ）	55
○一般競争入札の執行（大阪市立小学校、高等学校教育用コンピュータ機器一式（東ブロック）の借入れ）	58
○一般競争入札の執行（学校給食用焼き物機（カート付）福小学校他10校の買入れ等）	61
○大阪都市計画下水道事業（大阪市津守処理区公共下水道）の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの縦覧	65
○開発行為に関する工事の完了	65
○道路の位置指定	66
○道路の位置指定	67
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定	67
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更	69
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止	69
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定	71
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更	72
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止	74
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定	75
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の変更	77
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住	

帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定施術機関の廃止	77
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	79
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	80
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定	81
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止	82
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	82
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	83
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	84
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	86
○介護保険法に基づく第一号事業を行う指定事業者の指定	87
○介護保険法に基づく第一号事業を行う指定事業の廃止	90
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	91
○落札者等の公示	93
○落札者等の公示	93
○落札者等の公示	94
○使用料の収納事務委託（胃、大腸及び肺がん検診）	94
○使用料の収納事務委託（乳がん検診）	95
○手数料の収納事務委託（狂犬病予防法に基づく登録及び鑑札交 付並びに注射済票交付）	95
○平成25年大阪市告示第380号（大阪市旅館業法の施行等に関す る条例第8条第1項第6号に該当する施設の指定）の一部改正	97
○歳入の徴収事務委託（精神科一次救急診療）	97
○大阪市立こども文化センターの指定管理者が大阪市立男女共同 参画センター西部館の施設内において行う事業の内容等の承認	98
○歳入の徴収及び収納事務委託（大阪市設泉南メモリアルパーク ほか14施設の使用料等）	100
○平成30年度大阪市一般廃棄物処理実施計画	101
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の指定	129
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の一部の指定解除	130
○情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の根拠と なる法令又は条例等の名称、条項、適用日及び対象手続等	132
○大阪都市計画事業阿倍野A 1 地区第2種市街地再開発事業及び 大阪都市計画事業阿倍野B 1 地区第2種市街地再開発事業に係	

る公共施設の整備に関する工事の完了……………	133
○使用料及び証明発行手数料の収納事務委託（市営住宅及び市営住宅 住宅附帯駐車場）……………	134
○平成23年大阪市告示第402号（建設局工営所の名称及び所管区 域）の改正……………	134
○淀川左岸線 2 期建設事務所の位置……………	135
○放置自動車の処理……………	135
○道路法違反物件の除却……………	135
○車両制限令に基づく通行車両の高さの最高限度が4.1メートル である道路の指定等……………	136
○市道の区域変更……………	137
○市道の供用開始……………	137
○昭和51年大阪市告示第733号（都市公園の名称、位置及び区域 並びに供用開始の期日）の一部改正……………	139
○中崎町駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認……………	141
○桜ノ宮駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認……………	142
○針中野駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認……………	143
○河川法に基づく河川工事及び維持に関する公示……………	144
○供用を開始する港湾施設の概要（南港 F 地区荷さばき地）……………	144
○使用料の徴収及び収納事務委託（大阪市立北区民センター及び 大阪市立大淀コミュニティセンター）……………	145
○使用料の徴収及び収納事務委託（大阪市立此花区民ホール）……………	145
○使用料の徴収及び収納事務委託（大阪市立大正会館）……………	146
○使用料の徴収及び収納事務委託（大阪市立天王寺区民センター）……………	146
○証明書発行手数料の徴収及び収納事務委託（大阪市東淀川区役 所窓口サービス課（住民情報））……………	146
○使用料の徴収及び収納事務委託（大阪市立旭区民センター）……………	147
○使用料の徴収及び収納事務委託（大阪市立城東区民センター）……………	147
○使用料の徴収及び収納事務委託（大阪市立鶴見区民センター）……………	148
○使用料の徴収及び収納事務委託（大阪市立平野区民センター及 び大阪市立平野区民ホール）……………	148
○落札者等の公示……………	148
○指定給水装置工事事業者の指定……………	149
○指定給水装置工事事業者の指定の取消し……………	150
○公金の収納事務委託（水道料金、下水道使用料、修繕料、設計 審査手数料、しゅん工検査手数料、前納金、分担金及び追徴金）……………	151

○一般競争入札の執行（水道用液体かせいソーダ（柴島浄水場） の買入れ等）	151
共済組合公告	
○平成30年度事業計画及び予算の要旨	155
住宅供給公社公告	
○大阪市に代わって大阪市公営住宅及び共同施設の管理を行う者 等の公告	159

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し

◇大阪市指定難病審査会規則

- 1 指定難病審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成30年4月1日から施行することにしました。
(平成30年大阪市規則第45号 大阪市保健所管理課)

◇区長委任規則の一部を改正する規則

- 1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正等に関し
必要な規定の整備を行うことにしました。
- 2 この規則は、公布の日（平成30年3月30日）から施行することにしました。
(平成30年大阪市規則第46号 市民局区政支援室区行政制度担当)

◇大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 児童福祉法及び国民健康保険法の一部改正に伴い、規定を整備することに
しました。
- 2 この規則は、平成30年4月1日から施行することにしました。
(平成30年大阪市規則第47号 ICT戦略室企画担当)

◇大阪市公舎貸与条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 公舎の賃貸料の月額を改定することにしました。
- 2 単身赴任者に貸与する公舎の賃貸料の特例措置を改めることにしました。
- 3 この規則は、平成30年4月1日から施行することにしました。
(平成30年大阪市規則第48号 人事室人事課)

◇大阪市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則を廃止 する規則

- 1 地方独立行政法人法の一部改正により同法において定められることに伴
い、不要となる規定を整備するため、規則を廃止することにしました。
- 2 この規則は、平成30年4月1日から施行することにしました。

(平成30年大阪市規則第49号 経済戦略局産業振興部産業振興課・健康局総務部総務課)

◇大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 固定資産税の減免をする場合を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、公布の日（平成30年 3 月 30 日）から施行することにしました。

(平成30年大阪市規則第50号 財政局税務部管理課)

◇大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成30年大阪市規則第51号 福祉局障がい者施策部障がい支援課)

◇大阪市児童福祉法施行細則及び大阪市立障害児入所施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成30年大阪市規則第52号 福祉局障がい者施策部障がい福祉課、障がい支援課)

◇大阪市有料自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 中崎町駅自転車駐車場を自動二輪車を駐車することができる有料自転車駐車場とすることにしました。
- 2 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成30年大阪市規則第53号 建設局総務部経理課)

◇大阪市建築物の環境配慮に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部改正に伴い、広告中に建築物環境性能表示の表示を要しない特定環境配慮建築物を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成30年大阪市規則第54号 都市計画局建築指導部建築確認課)

◇大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市営住宅条例の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 府営住宅の移管に伴い、市営住宅及び駐車場の設置を行うことにしました。
- 3 再開発住宅等の一部につきその家賃月額を改定することにしました。
- 4 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 5 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行することにしました。

(平成30年大阪市規則第55号 都市整備局住宅部管理課)

次に掲げる規則を公布する。

大阪市指定難病審査会規則

区長委任規則の一部を改正する規則

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市公舎貸与条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則を廃止する規則

大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

大阪市児童福祉法施行細則及び大阪市立障害児入所施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立有料自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市建築物の環境配慮に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

平成30年 3 月 30日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市規則第45号

大阪市指定難病審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する指定難病審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 法第8条第1項に規定する指定難病審査会の名称は、大阪市指定難病審査会（以下「審査会」という。）とする。

(組織)

第3条 審査会は、委員15人以内で組織する。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審査会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を総理し、部会における審査の状況及び結果を審査会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務

を代理する。

(会議)

第 5 条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会の運営)

第 6 条 前条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条中「審査会」とあるのは「部会」と、同条第 1 項及び第 3 項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第 2 項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

2 審査会は、前項において準用する第 5 条第 3 項の規定により部会の議事が決されたときは、当該決議をもって審査会の決議とすることができる。

(庶務)

第 7 条 審査会の庶務は、健康局において処理する。

(施行の細目)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

大阪市規則第46号

区長委任規則の一部を改正する規則

区長委任規則（昭和31年大阪市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第15号を次のように改める。

(15) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定による市長の事務に関すること

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大阪市規則第47号

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大阪市規則第209号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「第21条の 5 の28第 1 項」を「第21条の 5 の29第 1 項」に改める。

第11条第6号中「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

大阪市規則第48号

大阪市公舎貸与条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市公舎貸与条例施行規則（昭和31年大阪市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「643円」を「696円」に、「465円」を「498円」に、「788円」を「870円」に、「576円」を「622円」に、「1,181円」を「1,305円」に、「746円」を「809円」に、「1,389円」を「1,566円」に、「903円」を「995円」に、「1,620円」を「1,827円」に、「1,104円」を「1,213円」に改め、同条第3項中「公舎が」を「公舎（単身赴任者（職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員をいう。以下同じ。）に貸与するものを除く。）が」に、「別表」を「別表第1」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項の次に次の1項を加える。

4 単身赴任者に貸与する公舎については、第2項の1平方メートル当たりの基準賃貸料の額から別表第2の公舎の所在地欄に掲げる公舎の所在地及び同表の公舎建築後の経過年数欄に掲げる公舎建築後の経過年数の区分に応じて同表の金額欄に定める金額を控除した額を、同項の1平方メートル当たりの基準賃貸料の額とみなすことができる。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

公 舎 の 所在地	公 舎 建 築 後 の 経 過 年 数	金 額				
		公 舎 の 延 べ 面 積 が 55 平 方 メ ー ト ル 未 満 で あ る 場 合	公 舎 の 延 べ 面 積 が 55 平 方 メ ー ト ル 以 上 70 平 方 メ ー ト ル 未 満 で あ る 場 合	公 舎 の 延 べ 面 積 が 70 平 方 メ ー ト ル 以 上 80 平 方 メ ー ト ル 未 満 で あ る 場 合	公 舎 の 延 べ 面 積 が 80 平 方 メ ー ト ル 以 上 100 平 方 メ ー ト ル 未 満 で あ る 場 合	公 舎 の 延 べ 面 積 が 100 平 方 メ ー ト ル 以 上 で あ る 場 合
特 別 区 の 区 域	15 年 以 上 20 年 未 満	83 円	104 円	125 円	156 円	188 円

	20年以上 25年未満	111円	139円	166円	208円	249円
	25年以上 30年未満	138円	173円	207円	259円	311円
	30年以上 35年未満	166円	207円	248円	310円	372円
	35年以上 40年未満	193円	241円	289円	362円	434円
	40年以上 45年未満	220円	275円	330円	413円	496円
	45年以上	248円	309円	371円	464円	557円
特別区 の区域 以外の 区域	15年以上 20年未満	83円	104円	125円	156円	188円
	20年以上 25年未満	111円	139円	166円	208円	249円
	25年以上 30年未満	138円	173円	207円	259円	311円
	30年以上 35年未満	166円	207円	248円	310円	372円
	35年以上 40年未満	193円	241円	289円	362円	434円
	40年以上 45年未満	220円	275円	330円	413円	496円
	45年以上	248円	309円	371円	464円	557円

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

公 舎 の 所在地	公 舎 建 築 後 の 経 過 年数	金 額				
		公 舎 の 延 べ 面 積 が 55 平 方 メ	公 舎 の 延 べ 面 積 が 55 平 方 メ	公 舎 の 延 べ 面 積 が 70 平 方 メ	公 舎 の 延 べ 面 積 が 80 平 方 メ	公 舎 の 延 べ 面 積 が 100 平 方 メ

		一 ト ル 未 満 である 場合	一 ト ル 以 上 70 平 方 メ ー ト ル 未 満 である 場合	一 ト ル 以 上 80 平 方 メ ー ト ル 未 満 である 場合	一 ト ル 以 上 100 平 方 メ ー ト ル 未 満 である 場合	一 ト ル 以 上 である 場合
特 別 区 の 区 域	5 年 未 満	160円	247円	371円	531円	621円
	5 年 以 上 10年未満	214円	314円	448円	622円	736円
	10 年 以 上 15年未満	257円	366円	508円	694円	827円
	15 年 以 上 20年未満	291円	407円	555円	750円	898円
	20 年 以 上 25年未満	317円	440円	592円	794円	954円
	25 年 以 上 30年未満	337円	465円	621円	828円	997円
	30 年 以 上 35年未満	354円	485円	644円	855円	1,031円
	35 年 以 上 40年未満	366円	500円	662円	876円	1,058円
	40 年 以 上 45年未満	376円	512円	676円	893円	1,079円
	45 年 以 上 50年未満	382円	519円	684円	902円	1,091円
	50年以上	411円	556円	726円	952円	1,154円
特 別 区 の 区 域 以 外 の 区 域	5 年 未 満	100円	139円	188円	275円	328円
	5 年 以 上 10年未満	154円	206円	265円	366円	443円
	10 年 以 上 15年未満	197円	258円	325円	438円	534円

15年以上 20年未満	231円	299円	372円	494円	605円
20年以上 25年未満	257円	332円	409円	538円	661円
25年以上 30年未満	277円	357円	438円	572円	704円
30年以上 35年未満	294円	377円	461円	599円	738円
35年以上 40年未満	306円	392円	479円	620円	765円
40年以上 45年未満	316円	404円	493円	637円	786円
45年以上 50年未満	322円	411円	501円	646円	798円
50年以上	351円	448円	543円	696円	861円

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**大阪市規則第49号**

大阪市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する
規則を廃止する規則

大阪市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成
20年大阪市規則第75号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**大阪市規則第50号**

大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市市税条例施行規則（平成29年大阪市規則第82号）の一部を次のように

改正する。

第4条第1項ただし書中「当該各号」を「第1号から第5号まで」に、「場合」を「場合（第5号に掲げる固定資産として使用する場合にあっては、市長が公益上その他の事由により特に減額する必要があると認めるときを除く。）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市市税条例施行規則の規定は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

大阪市規則第51号

大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行細則の一部を改正する規則

大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年大阪市規則第102号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第76条の2第1項」を「第76条の2第1項（第1号に係る部分に限る。）」に改める。

第13条中「第5条第21項」を「第5条第23項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

大阪市規則第52号

大阪市児童福祉法施行細則及び大阪市立障害児入所施設条例施行
規則の一部を改正する規則

（大阪市児童福祉法施行細則の一部改正）

第1条 大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年大阪市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第21条の5の28」を「第21条の5の29」に改める。

別表第7備考第6項中「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改める。

（大阪市立障害児入所施設条例施行規則の一部改正）

第2条 大阪市立障害児入所施設条例施行規則（平成17年大阪市規則第150号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第50条第6号の4」を「第50条第6号の3」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

大阪市規則第53号

大阪市立有料自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立有料自転車駐車場条例施行規則（平成18年大阪市規則第190号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大阪城北詰駅・京橋駅自転車駐車場

」

を

「

中崎町駅自転車駐車場

大阪城北詰駅・京橋駅自転車駐車場

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

大阪市規則第54号

大阪市建築物の環境配慮に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市建築物の環境配慮に関する条例施行規則（平成24年大阪市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

（広告中に建築物環境性能表示の表示を要しない特定環境配慮建築物）

第10条 条例第12条第1項の市規則で定める特定環境配慮建築物は、条例第7条第1項に規定する工事が完了した日から起算して3年を経過した特定環境配慮建築物とする。

第6号様式中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

大阪市規則第55号

112,900		113,700	
」		」	
「		「	
105,800		105,700	
95,300		95,900	
90,500		90,400	
89,300	を	89,200	に改め、同表勝山南住宅の項中
123,600		123,500	
121,700		121,600	
」		」	
「		「	
92,000		91,900	
75,600	を	75,500	に改め、同表中
」		」	
「		「	
84,000		83,900	
84,400	を	84,800	に、
69,700		70,100	
」		」	
「		「	
94,100		94,000	
79,300		79,200	
78,900		78,800	
77,800	を	77,700	に改める。
117,100		117,800	
59,100		59,400	
104,400		105,000	
」		」	

別表第 1 特定賃貸住宅の表中

「		「	
67	71,900	28	72,500
14	71,500	39	72,400
73	66,500	14	72,000
14	66,400	59	67,000
6	54,900	28	66,900
30	63,400	6	55,200
」		30	63,300
		」	

に改め、同表南江口第 2 住宅の項中

「		「	
56,100	を	56,200	に改め、同表御崎住宅の項中

54,100		54,000	
	」		」
「		「	
108	65,000	55	63,400
21	54,800	53	62,800
	を	21	52,800
	」		」
			に改める。

別表第 1 特別賃貸住宅の表高見住宅の項中

「		「	
99,800		100,400	
98,900		99,500	
90,500		91,100	
75,300		75,700	
69,500	を	69,400	に改め、同表中
67,800		67,600	
67,600		67,500	
60,400		60,800	
58,500		58,400	
	」		」

「		「	
73,900		74,300	
145,200	を	145,100	に改め、
	」		」

同表堂ヶ芝住宅の項中「137,500」を「137,400」に改め、同表中

「		「	
114,900		115,700	
108,700		109,400	
103,700		104,400	
98,500		99,200	
87,800	を	88,400	に改め、
66,300		66,900	
96,200		96,900	
81,600		82,100	
	」		」

同表井高野住宅の項中「71,000」を「71,500」に改め、同表中

「		「	
66,300		66,700	
66,000	を	66,100	に改め、同表茨田大宮住宅の項中
96,000		96,600	
	」		」

「		「	
32	104,200	14	104,200
	を		に、

		」	18	104,100	」	
「		「		に、		
20	94,000	を	38	93,900	」	
18	93,900					
」		」		」		
「		「		に改め、		
4	77,600	を	15	77,500	」	
11	77,500					
」		」		」		

同表茨田大宮第3住宅の項中「96,800」を「97,500」に改め、同表諸口住宅の項中

「	70,700	を	「	70,600	に改め、同表中		
	70,400			70,300			
	」			」			
「	108,800	を	「	109,600	に、		
	102,800			102,700			
	」			」			
「	73,800	を	「	74,300	に改め、同表我孫子南住宅の項中		
	65,900			65,600			
	65,700			65,500			
	55,200			55,000			
	102,800			103,500			
	102,600			103,300			
	92,200			92,700			
	117,700			118,400			
	105,500			106,100			
	」			」			
「	28	115,500	を	「	28	115,400	に、
	28	115,000			28	114,900	
	33	113,000			14	113,800	
	5	112,800			19	113,700	
		」			5	113,500	
						」	
「	70	102,400	を	「	70	103,100	に、
	10	102,300			24	102,900	
	24	102,200			10	102,800	

20	102,000	20	102,700
28	101,900	28	102,600
10	101,800	10	102,500

」

」

「86,900」を「86,800」に、

「

「

84,300
73,100

を

84,800
73,000

に改め、同表遠里小野住宅の項中

」

」

「

「

64,500
64,300
64,200

を

64,400
64,200
64,100

に改め、同表長居東住宅の項中

」

」

「75,700」を「75,600」に改め、同表瓜破東第1住宅の項中「95,500」を「95,400」に改め、同表中

「

「

98,100
97,900
88,000
88,600
88,400
74,500

を

98,700
98,500
88,500
88,500
88,300
74,400

に、

」

」

「

「

106,100
105,600
94,700
87,500
97,100
93,500
92,200
85,000
89,000
88,800

を

106,700
106,200
95,200
88,000
97,800
94,100
92,800
85,600
88,900
88,700

に改め、同表南津守第3住宅の項中

」

」

「

「

101,100
98,800

101,700
98,700

91,100	を	91,700	に改め、同表南津守第4住宅の項中
89,100		89,000	
75,200		75,700	

「				「			
	93, 100				93, 700		
	83, 400	を			83, 900		に改める。
	69, 300				69, 700		

別表第 2 中高見第 2 駐車場の項の次に次のように加える。

千	鳥	橋	伝法 2 丁目	
---	---	---	---------	--

別表第 2 中

秀	野	西	D	西島 1 丁目	
---	---	---	---	---------	--

を

秀	野	西	D	西島 1 丁目	
上	町	中央区上町 1 丁目			

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(府規則に基づく手続等の取扱い)

2 この規則の施行により設置される公営住宅（大阪市営住宅条例（平成 9 年大阪市条例第39号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。）及び共同施設（同条第 7 号に規定する共同施設をいう。）に関し、この規則の施行の日前に大阪府営住宅条例施行規則（昭和35年大阪府規則第34号）の規定に基づいて大阪府知事が行い、又は大阪府知事に対して行われた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の大阪市営住宅条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の相当する規定に基づいて市長が行い、又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(経過措置)

- 3 改正後の規則別表第1再開発住宅の表、特定賃貸住宅の表及び特別賃貸住宅の表の規定は、平成30年4月以後の月分の家賃について適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

告 示

大阪市告示第371号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、次のとおり規約を定め、平成30年2月23日付けで公立大学法人大阪運営協議会を大阪府と共同して設置したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

公立大学法人大阪運営協議会規約

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 協議会の組織（第6条―第11条）
- 第3章 協議会の会議（第12条―第14条）
- 第4章 協議会の担任する事務の管理及び執行（第15条）
- 第5章 協議会の財務（第16条―第20条）
- 第6章 補則（第21条―第24条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 大阪府及び大阪市（以下「関係府市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、協議会を設置する。

（目的）

第2条 この協議会は、関係府市が、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）の設立団体に係る事務を共同で管理し、及び執行し、並びにこれらの事務の管理及び執行について相互に連絡調整を図ることを目的とする。

（名称）

第3条 この協議会の名称は、公立大学法人大阪運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

（担任する事務）

第4条 協議会は、次に掲げる事務（法人の設立団体に係るものに限る。）を管理し、及び執行する。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの

ア 法第14条第2項、第17条第1項から第3項まで、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項及び第2項第1号、第26条第1項及び第4項、第31条第1項、第34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項ただし書、第42条の2第1項、第2項、第3項ただし書及び第4項、第44条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、第77条の3、第79条の3第1項、第2項及び第5項、第79条の4、第121条第1項並びに第122条第1項に規定する権限の行使に関する事務

イ 法第6条第4項、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第27条第1項、第29条第1項、第34条第1項及び第4項、第40条第7項、第44条第1項並びに第46条の規定により条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務

ウ 法第13条第5項、第14条第4項、第17条第4項、第27条第1項、第29条第1項、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第57条第2項、第78条第3項及び第122条第2項に規定する届出、報告等の受理に関する事務

エ 法第22条第3項、第25条第3項、第26条第3項、第31条第2項、第34条第3項、第40条第5項、第41条第4項、第42条の2第5項及び第6項、第44条第2項、第108条第2項並びに第112条第2項に規定する評価委員会への意見聴取に関する事務

オ 法第28条第4項（法第30条第3項において準用する場合を含む。）に規定する評価委員会からの報告の受理に関する事務

カ 法第56条第1項において準用する法第49条第1項に規定する評価委員会への通知及び同条第2項に規定する評価委員会からの意見の申出の受理に関する事務

(2) 前号に掲げるもののほか、法人の適正な運営を確保するために必要な指導等に関する事務

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事務

2 前項各号に掲げるもののほか、協議会は、法人に関する事務の管理及び執行について連絡調整を行う。

（執務場所）

第5条 協議会の執務場所は、大阪市住之江区南港北一丁目14番16号大阪府咲洲庁舎内とする。

第2章 協議会の組織

（組織）

第6条 協議会は、会長及び委員5人以内で組織する。

（会長及び副会長）

第7条 会長は、大阪府知事（以下「知事」という。）をもって充てる。

- 2 会長の任期は、知事としての任期とする。
- 3 会長は、非常勤とする。
- 4 委員のうち 1 人は、大阪市長（以下「市長」という。）をもって充て、これを副会長とする。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 副会長の任期は、市長としての任期とする。
- 7 副会長は、非常勤とする。

（委員）

第 8 条 委員（副会長を除く。以下この条において同じ。）は、関係府市の長が協議の上、関係府市の職員のうちから、関係府市の長がそれぞれ指名した者をもって充てる。

- 2 委員の任期は、会長が定める。
- 3 委員は、非常勤とする。

（職員）

第 9 条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の各関係府市への配分については、関係府市の長の協議により、これを定める。

- 2 関係府市の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該団体の職員のうちから選任する。

（職員の職務）

第10条 会長は、職員のうちから主任の者（以下この条において「事務長」という。）を定めなければならない。

- 2 事務長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。
- 3 事務長以外の職員は、上司の指揮を受け、協議会の事務に従事する。

（事務処理のための組織）

第11条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）に諮って、協議会の事務を処理するために必要な内部組織を設けることができる。

第 3 章 協議会の会議

（協議会の会議）

第12条 会議は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

（会議の招集）

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、委員の 2 人以上の者が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、速やかに会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集する場合には、会議の日時、場所及び審議すべき事項を、あらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第14条 会議は、委員の全員が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要に応じて法人の関係者、職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 4 会長は、委員が会議に出席できない場合において当該委員からの申出があったときは、当該委員が指名した者の出席を認めることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第4章 協議会の担任する事務の管理及び執行

(各関係府市の長の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会がその担任する事務を各関係府市の長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務を第4条第1項第1号イの規定により定められた事項（このうち条例で定めるものとされている事項は除き、以下「協議規程」という。）及び各関係府市の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

- 2 条例等を改正し、又は廃止した場合においては、当該関係府市の長は、その旨を協議会の会長に通知しなければならない。

第5章 協議会の財務

(負担金)

第16条 協議会に要する経費は、関係府市が負担し、当該負担すべき額は、関係府市の長の協議により定めるものとする。

- 2 大阪市は、前項の規定による負担金を大阪府に交付しなければならない。
- 3 前項に規定する負担金の交付の時期については、関係府市の長が協議して定める。

(予算)

第17条 協議会に関する予算は、大阪府の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第18条 知事は、協議会に関する決算を大阪府議会の認定に付したときは、当該決算を市長に報告しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分)

第19条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係府市が協議によりそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

- 2 協議会は、前項の規定により財産を管理する場合においては、当該管理を各関係府市の当該管理に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより行うものとする。この場合においては、第15条第2項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第20条 この規約に特別の定めがあるものを除き、協議会の財務に関しては、

地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例によるものとする。

第 6 章 補則

（費用弁償等）

第21条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の規定に基づく費用の弁償等の額、その支給方法等は、会長が会議に諮って定める。

（協議会の解散の場合の措置）

第22条 協議会が解散した場合においては、関係府市がその協議によりその事務を継承する。この場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（協議会の規程）

第23条 協議規程を定めたときは、直ちに関係府市に当該規程を送付するとともに、関係府市の公報に登載して公表するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情により、関係府市の公報に登載することができないときは、関係府市の掲示板に掲示して、その登載に代えることができる。

2 協議会は、この規約、協議規程及び条例等で定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な事項について規程を設けることができる。

（補則）

第24条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、関係府市の長が協議して定める。

附 則

この規約は、大阪府議会及び大阪市のうち最後に議決した議会の議決の日から施行する。

（経済戦略局総務部大学支援担当）

大阪市告示第372号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
長居陸上競技場	平成30年 4 月 2 日（月）	午前 9 時から午後 9 時まで

長居球技場

午後 5 時から午後 9 時まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
長居陸上競技場	平成30年 4 月 3 日 (火)	午前 9 時から翌日 午前 0 時まで
	平成30年 4 月 7 日 (土) から 同月 8 日 (日) まで	午前 8 時から午後 9 時まで
	平成30年 4 月 14 日 (土)	
	平成30年 4 月 15 日 (日)	午前 7 時から午後 9 時まで
	平成30年 4 月 30 日 (月)	
長居第 2 陸上競技場	平成30年 4 月 1 日 (日)	午前 7 時から午後 9 時まで
	平成30年 4 月 5 日 (木) から 同月 6 日 (金) まで	
	平成30年 4 月 8 日 (日)	
	平成30年 4 月 14 日 (土) から 同月 15 日 (日) まで	
	平成30年 4 月 19 日 (木)	
	平成30年 4 月 21 日 (土) から 同月 22 日 (日) まで	
	平成30年 4 月 28 日 (土) から 同月 29 日 (日) まで	
	平成30年 4 月 30 日 (月)	
長居球技場	平成30年 4 月 1 日 (日)	午前 7 時から午後 9 時まで
	平成30年 4 月 7 日 (土) から 同月 8 日 (日) まで	午前 8 時から午後 9 時まで
	平成30年 4 月 15 日 (日)	午前 7 時から午後 9 時まで
	平成30年 4 月 25 日 (水)	午前 9 時から翌日 午前 0 時まで
	平成30年 4 月 29 日 (日)	午前 8 時から午後 9 時まで
長居トレーニング場	平成30年 4 月 1 日 (日)	午前 9 時から午後 6 時まで

	平成30年 4月 3日（火）から 同月 7日（土）まで	午前 9時から午後 9時30分まで
	平成30年 4月 8日（日）	午前 9時から午後 6時まで
	平成30年 4月10日（火）から 同月14日（土）まで	午前 9時から午後 9時30分まで
	平成30年 4月15日（日）	午前 9時から午後 6時まで
	平成30年 4月17日（火）から 同月21日（土）まで	午前 9時から午後 9時30分まで
	平成30年 4月22日（日）	午前 9時から午後 6時まで
	平成30年 4月24日（火）から 同月28日（土）まで	午前 9時から午後 9時30分まで
	平成30年 4月29日（日）から 同月30日（月）まで	午前 9時から午後 6時まで
長居庭球場	平成30年 4月 1日（日）から 同月30日（月）まで	午前 9時から午後 10時まで
長居相撲場	平成30年 4月 3日（火）	午前 9時から翌日 午前 0時まで
	平成30年 4月 7日（土）	午前 8時から午後 9時まで
	平成30年 4月14日（土）	
	平成30年 4月25日（水）	午前 9時から翌日 午前 0時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第373号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	平成30年 4月 2日（月）	午前 9時から午後 9時まで

	平成30年 4 月 9 日 (月)
	平成30年 4 月 16 日 (月)
	平成30年 4 月 23 日 (月)

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
鶴見緑地運動場	平成30年 4 月 1 日 (日) から 同月 30 日 (月) まで	午前 7 時から午後 9 時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第374号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
南港中央野球場	平成30年 4 月 2 日 (月)	午前 9 時から午後 5 時まで
	平成30年 4 月 9 日 (月)	
	平成30年 4 月 16 日 (月)	午前 7 時 30 分から午後 7 時まで
	平成30年 4 月 23 日 (月)	午前 9 時から午後 7 時まで
南港中央庭球場	平成30年 4 月 2 日 (月)	午前 9 時から午後 5 時まで
	平成30年 4 月 9 日 (月)	
	平成30年 4 月 16 日 (月)	
	平成30年 4 月 23 日 (月)	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
南港中央野球場	平成30年 4 月 14 日 (土) から 同月 15 日 (日) まで	午前 7 時 30 分から午後 7 時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第375号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
靱テニスセンター	平成30年 4 月 2 日（月）	午前 8 時 30 分から午後 9 時まで
	平成30年 4 月 9 日（月）	
	平成30年 4 月 16 日（月）	
	平成30年 4 月 23 日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
靱テニスセンター	平成30年 4 月 1 日（日）	午前 8 時 30 分から午後 9 時まで
	平成30年 4 月 3 日（火）から 同月 8 日（日）まで	
	平成30年 4 月 10 日（火）から 同月 15 日（日）まで	
	平成30年 4 月 17 日（火）から 同月 22 日（日）まで	
	平成30年 4 月 24 日（火）から 同月 30 日（月）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第376号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪城弓道場	平成30年 4 月 2 日（月）	午前 9 時から午後 9 時まで
	平成30年 4 月 9 日（月）	

平成30年 4 月 16 日 (月)

平成30年 4 月 23 日 (月)

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第377号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時休館

施設名	月 日
大阪市中心体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 会議室	平成30年 4 月 2 日 (月)

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市中心体育館 第1体育場	平成30年 4 月 1 日 (日)	午前 8 時から午後 9 時まで
	平成30年 4 月 5 日 (木)	
	平成30年 4 月 8 日 (日)	
	平成30年 4 月 12 日 (木)	
	平成30年 4 月 13 日 (金)	午前 7 時 30 分から午後 9 時まで
	平成30年 4 月 14 日 (土)	午前 8 時から午後 9 時まで
	平成30年 4 月 15 日 (日)	午前 7 時 30 分から午後 9 時まで
	平成30年 4 月 22 日 (日)	午前 7 時から午後 9 時まで
	平成30年 4 月 29 日 (日) から 同月 30 日 (月) まで	午前 8 時から午後 9 時まで

大阪市中央体育館 第2体育場	平成30年 4月 4日（水）	午前 8 時30分から午後 9 時まで
	平成30年 4月12日（木）	午前 8 時から午後 9 時 まで
	平成30年 4月13日（金）	午前 7 時30分から午後 9 時まで
	平成30年 4月19日（木）	午前 8 時30分から午後 11時まで
	平成30年 4月29日（日）から 同月30日（月）まで	午前 8 時から午後 9 時 まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第378号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立東淀川体育館	平成30年 4月16日（月）	午前 9 時から午後 9 時 まで

2 臨時休館

施設名	月 日
大阪市立東淀川体育館	平成30年 4月 2日（月）

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第379号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
-----	-----	------

大阪市立 北スポーツセンター 第1体育場 第2体育場 多目的室	平成30年4月2日（月） 平成30年4月9日（月） 平成30年4月16日（月） 平成30年4月23日（月）	午後0時30分から午後5時 20分まで
---	--	------------------------

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第380号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速スポーツセンター 第1体育場	平成30年4月1日（日）	午前9時から翌日 午前1時30分まで
	平成30年4月3日（火）から 同月8日（日）まで	
	平成30年4月10日（火）から 同月15日（日）まで	※ ただし、利用 申請がない場合 には、大阪市立 体育館条例第4 条第1項の規定 による供用時間 どおり閉館する。
	平成30年4月17日（火）から 同月22日（日）まで	
	平成30年4月24日（火）から 同月30日（月）まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第381号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条例第4項の規定に基づき告示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立	平成30年4月2日（月）	午後4時50分から午後

東成スポーツセンター 第2体育場	平成30年 4 月 9 日 (月)	7 時まで
	平成30年 4 月 16 日 (月)	
	平成30年 4 月 23 日 (月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第382号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 生野スポーツセンター 第1体育場 第2体育場	平成30年 4 月 9 日 (月)	午前 9 時から午後 9 時まで
	平成30年 4 月 16 日 (月)	
	平成30年 4 月 23 日 (月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第383号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 旭スポーツセンター 第1体育場	平成30年 4 月 2 日 (月) 平成30年 4 月 9 日 (月)	午後 3 時30分から午後 7 時20分まで
大阪市立 旭スポーツセンター 第2体育場	平成30年 4 月 16 日 (月) 平成30年 4 月 23 日 (月)	午後 0 時30分から午後 6 時30分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第384号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第1体育場	平成30年 4 月 3 日（火） から 同月 6 日（金） まで	午前 9 時から午後 10時まで
	平成30年 4 月 10 日（火） から 同月 13 日（金） まで	
	平成30年 4 月 17 日（火） から 同月 20 日（金） まで	
	平成30年 4 月 24 日（火） から 同月 27 日（金） まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第385号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 住吉スポーツセンター 第1体育場	平成30年 4 月 5 日（木）	午前 9 時から午後 9 時 30分まで
	平成30年 4 月 12 日（木）	
	平成30年 4 月 19 日（木）	
	平成30年 4 月 26 日（木）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第386号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3

条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第1体育場	平成30年4月2日（月） 平成30年4月9日（月） 平成30年4月16日（月） 平成30年4月23日（月）	午前10時から午後 9時45分まで
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第2体育場		
大阪市立 東住吉スポーツセンター 多目的室		

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第387号

次の施設について、大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立修道館	平成30年4月21日（土）	午前9時から午後7時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第388号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立扇町プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場 体育場	平成30年4月1日（日）から 同月30日（月）まで	午前9時から午後 10時まで
大阪市立下福島プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場		
備考 休館日、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日は除く。		

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第389号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立大阪プール アイススケート場	平成30年4月1日（日）から 同月3日（火）まで	午後7時から午後10 時30分まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立大阪プール 水泳場（25メートルプール）	平成30年4月30日（月）	午前9時から 午後7時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第390号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立真田山プール 水泳場（25メートルプール）	平成30年 4 月 3 日（火）から 同月 5 日（木）まで	午 前 8 時 から 午 後 9 時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）



大阪市告示第391号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成30年 4 月 2 日（月）	午前 6 時 30 分から翌日午前 2 時まで
	平成30年 4 月 9 日（月）	午前 6 時 15 分から翌日午前 2 時まで
	平成30年 4 月 16 日（月）	
	平成30年 4 月 23 日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	平成30年 4 月 3 日（火）から 同月 5 日（木）まで	午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成30年 4 月 1 日（日）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
	平成30年 4 月 3 日（火）から 同月 4 日（水）まで	午前 6 時 30 分から 翌日午前 2 時まで
	平成30年 4 月 5 日（木）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 3 時 45 分 まで
	平成30年 4 月 6 日（金）から 同月 7 日（土）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで

平成30年 4 月 8 日 (日)	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
平成30年 4 月 10 日 (火)	午前 6 時 15 分から 翌日午前 3 時 45 分 まで
平成30年 4 月 11 日 (水)	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
平成30年 4 月 12 日 (木)	午前 6 時 15 分から 翌日午前 3 時 45 分 まで
平成30年 4 月 13 日 (金)	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
平成30年 4 月 14 日 (土)	午前 6 時 30 分から 翌日午前 2 時まで
平成30年 4 月 15 日 (日)	午前 5 時から翌日 午前 0 時 15 分まで
平成30年 4 月 17 日 (火)	午前 6 時 15 分から 翌日午前 3 時 45 分 まで
平成30年 4 月 18 日 (水)	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
平成30年 4 月 19 日 (木)	午前 6 時から翌日 午前 3 時 45 分まで
平成30年 4 月 20 日 (金)	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
平成30年 4 月 21 日 (土)	午前 5 時 15 分から 翌日午前 3 時 45 分 まで
平成30年 4 月 22 日 (日)	午前 5 時から翌日 午前 2 時まで
平成30年 4 月 24 日 (火) から 同月 25 日 (水) まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
平成30年 4 月 26 日 (木)	午前 6 時から翌日 午前 3 時 45 分まで
平成30年 4 月 27 日 (金)	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
平成30年 4 月 28 日 (土) から 同月 29 日 (日) まで	午前 5 時 15 分から 翌日午前 2 時まで

	平成30年 4月30日（月）	午前 6 時30分から 翌日午前 2 時まで
--	----------------	---------------------------

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第392号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成30年 4月 1 日（日）	午前 9 時から午後 7 時30分まで
	平成30年 4月 2 日（月）から 同月 4 日（水）まで	午前 9 時から午後 9 時45分まで
	平成30年 4月 6 日（金）	午前 9 時から午後 9 時45分まで
	平成30年 4月 8 日（日）	午前 9 時から午後 7 時30分まで
	平成30年 4月 9 日（月）から 同月11日（水）まで	午前 9 時から午後 9 時45分まで
	平成30年 4月13日（金）	午前 9 時から午後 9 時45分まで
	平成30年 4月15日（日）	午前 9 時から午後 7 時30分まで
	平成30年 4月16日（月）から 同月18日（水）まで	午前 9 時から午後 9 時45分まで
	平成30年 4月20日（金）	午前 9 時から午後 9 時45分まで
	平成30年 4月22日（日）	午前 9 時から午後 7 時30分まで
	平成30年 4月23日（月）から 同月25日（水）まで	午前 9 時から午後 9 時45分まで
	平成30年 4月27日（金）	午前 9 時から午後 9 時45分まで

	平成30年 4 月 29 日（月）から 同月 30 日（火）まで	午前 9 時から午後 7 時 30 分まで
--	-------------------------------------	-----------------------

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第393号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場	平成30年 4 月 2 日（月）	午前 9 時から午後 9 時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第394号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立城東屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成30年 4 月 2 日（月）	午前 9 時から午後 9 時 30分まで
	平成30年 4 月 9 日（月）	
	平成30年 4 月 23 日（月）	
	平成30年 4 月 30 日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立城東屋内プール 水泳場	平成30年 4 月 1 日（日）	午前 9 時から午後 7 時 30 分まで

トレーニング場	平成30年 4月 3日（火）から 同月 6日（金）まで	午前 9時から午後 9時30分まで
	平成30年 4月 7日（土）	午前 9時から午後 8時30分まで
	平成30年 4月 8日（日）	午前 9時から午後 7時30分まで
	平成30年 4月10日（火）から 同月13日（金）まで	午前 9時から午後 9時30分まで
	平成30年 4月14日（土）	午前 9時から午後 8時30分まで
	平成30年 4月15日（日）	午前 9時から午後 7時30分まで
	平成30年 4月17日（火）から 同月20日（金）まで	午前 9時から午後 9時30分まで
	平成30年 4月21日（土）	午前 9時から午後 8時30分まで
	平成30年 4月22日（日）	午前 9時から午後 7時30分まで
	平成30年 4月24日（火）から 同月27日（金）まで	午前 9時から午後 9時30分まで
	平成30年 4月28日（土）	午前 9時から午後 8時30分まで
	平成30年 4月29日（日）	午前 9時から午後 7時30分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第395号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 阿倍野屋内プール 水泳場	平成30年 4月 4日（水）	午後 5時30分から 午後 9時まで
	平成30年 4月11日（水）	

	平成30年 4 月 18 日（水）	
	平成30年 4 月 25 日（水）	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第396号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立住吉屋内プール トレーニング場	平成30年 4 月 3 日（火）から 同月 6 日（金）まで	午前 9 時から午後 10時まで
	平成30年 4 月 10 日（火）から 同月 13 日（金）まで	
	平成30年 4 月 17 日（火）から 同月 20 日（金）まで	
	平成30年 4 月 24 日（火）から 同月 27 日（金）まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第397号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

かみしんプラザ

大阪市東淀川区大隅 1-6-12（住居表示）

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役社長 池谷 幹男

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(3) 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社光洋 代表取締役 阿部 一之

大阪市西区北堀江3-12-23

他20者

(変更後) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原 平和

滋賀県彦根市小泉町31番地

他18者

(4) 変更年月日

平成30年2月28日

2 届出年月日

平成30年3月15日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階

(2) 期間

平成30年3月30日(金)から同年7月30日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年7月30日(月)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第398号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
大阪 B & V ビル
大阪市中央区難波一丁目 5 番地 2 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社 B & V ホールディングス 代表取締役 渡部 記春
東京都中野区鷺宮二丁目 2 番 6 号
- (3) 変更事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) 大阪 B & V ビル
大阪市中央区難波一丁目 5 番 2 外
(変更後) 大阪 B & V ビル
大阪市中央区難波一丁目 5 番地 2 外
- (4) 変更年月日
平成30年 3 月 13 日
- 2 届出年月日
平成30年 3 月 13 日
- 3 届出書類の縦覧
 - (1) 縦覧に供する場所
大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課
大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階
 - (2) 期間
平成30年 3 月 30 日 (金) から同年 7 月 30 日 (月) まで (日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)
 - (3) 時間
午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
- 4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成30年 7 月 30 日 (月)
 - (2) 提出先
上記 3 (1) に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第399号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

大阪 B & V ビル

大阪市中央区難波一丁目 5 番地 2 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 B & V ホールディングス 代表取締役 渡部 記春

東京都中野区鷺宮二丁目 2 番 6 号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,468㎡

(変更後) 3,284㎡

② 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
隔地駐車場	21 台
建物 1 階南西側 (自動二輪車)	2 台
合計	23 台 (うち自動二輪車 2 台)

(変更後)

位置	収容台数
御堂筋カーピット (中央区西心斎橋二丁目 5 番 5 号)	12 台
ラウンドワンスタジアム千日前店駐車場 (中央区難波一丁目 3 番 1 号)	13 台
建物 1 階南西側 (自動二輪車)	2 台
合計	27 台 (うち自動二輪車 2 台)

③ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数及び位置
-----	-----------

隔地駐車場	出入口 2 箇所
合計	2 箇所

(変更後)

駐車場	出入口の数及び位置
御堂筋カーピット (中央区西心斎橋二丁目 5 番 5 号)	出入口 1 箇所
ラウンドワンスタジアム千日前店駐車場 (中央区難波一丁目 3 番 1 号)	出入口 1 箇所
合計	2 箇所

(4) 変更年月日

(3) ①②ア③ア平成30年11月14日

2 届出年月日

平成30年 3 月13日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号 A T C ビル O' s 棟南館 4 階

② 大阪市中央区役所

大阪市中央区久太郎町 1 丁目 2 番27号 中央区役所 1 階 区民情報コーナー

(2) 期間

平成30年 3 月30日 (金) から同年 7 月30日 (月) まで (日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年 7 月30日 (月)

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第400号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第 1 項の規定に基づき、
住民票・戸籍関係証明書発行コーナー、大阪市梅田サービスカウンター、大阪

市難波サービスカウンター及び大阪市天王寺サービスカウンターにおける証明書発行手数料の徴収及び収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

委託先及び委託期間

- 1 委託先 株式会社スルッとKANSAI
代表取締役社長 西口 進
- 2 委託期間 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31日まで
(市民局総務部総務課)



大阪市告示第401号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、コンビニエンスストアにおける証明書の自動交付に係る証明書発行手数料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

委託先及び委託期間

- 1 委託先 地方公共団体情報システム機構
理事長 吉本 和彦
- 2 委託期間 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31日まで
(市民局総務部総務課)



大阪市告示第 402 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、大阪市立男女共同参画センター中央館、大阪市立男女共同参画センター西部館及び大阪市立こども文化センター、大阪市立男女共同参画センター南部館並びに、大阪市立男女共同参画センター東部館の使用料の徴収及び収納に関する事務を平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

名称、委託先及び委託期間

名 称	委 託 先	委 託 期 間
-----	-------	---------

大阪市立男女共同 参画センター 中央館	大阪市男女共同参画推進 事業体 (代表者) 一般財団法人 大阪市男女共同参画のま ち創生協会 理事長 榎村 久子	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで
大阪市立男女共同 参画センター 西部館及び 大阪市立こども文 化センター	クレオ大阪西・こども文化 センター共同事業体 (代表者) 一般財団法人 大阪市男女共同参画のま ち創生協会 理事長 榎村 久子	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで
大阪市立男女共同 参画センター 南部館	大阪市男女共同参画推進 事業体(南) (代表者) 一般財団法人 大阪市男女共同参画のま ち創生協会 理事長 榎村 久子	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで
大阪市立男女共同 参画センター 東部館	大阪市男女共同参画推進 事業体(東) (代表者) 一般財団法人 大阪市男女共同参画のま ち創生協会 理事長 榎村 久子	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで

(市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課)

(こども青少年局企画部青少年課)

大阪市告示第403号

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（平成26年大阪市条例第73号。以下「条例」という。）第13条第1項及び大阪市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則（平成26年大阪市規則第142号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1. 事案その1

事案の内容（当該命令の 内容及び当該命令に従わ なかった旨）	平成29年11月25日付けで条例第11条第6項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同年12月5日午
--------------------------------------	--

	後 5 時56分頃、同禁止区域である大阪市中央区難波 3 丁目 2 番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	能勢 健太 大阪市浪速区恵美須西

2. 事案その 2

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	平成29年11月21日付けで、条例第11条第 6 項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同年12月19日午後6時31分頃、同禁止区域である大阪市中央区千日前 2 丁目 8 番先路上において、通行人に対し、営業関係者をして、関係飲食店への客引き行為等を行わせた。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	株式会社 EVOLUTION 代表取締役 池本 利幸 大阪市中央区西心斎橋 2 丁目 4 番 2 号

3. 事案その 3

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	平成29年11月11日付けで、条例第11条第 6 項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同年12月22日午後 5 時45分頃、同禁止区域である大阪市中央区道頓堀 1 丁目 8 番先路上において、通行人に対し、集客の委託契約をした営業関係者をして、自社が経営する飲食店への客引き行為等を行わせた。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	株式会社グランド・ダイニング・セブンス 代表取締役 楠原 真 大阪市西成区南津守 3 丁目 1 番 1 号
当該命令に違反して行われた禁止行為に係る店舗等の施設の名称及び所在地	Leaf 大阪市中央区道頓堀 1 丁目 6 番14号 3 階

4. 事案その 4

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	平成29年11月11日付けで、条例第11条第 6 項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同年12月
------------------------------	--

	26日午後8時2分頃、同禁止区域である大阪市中央区東心斎橋1丁目16番17号先路上において、通行人に対し、営業関係者をして、自社が経営する飲食店への客引き行為等を行わせた。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	株式会社DONO JAPAN 代表取締役 森島 立彰 大阪市中央区心斎橋筋1丁目3番6号
当該命令に違反して行われた禁止行為に係る店舗等の施設の名称及び所在地	漁港直送ダイニング 海鮮物語 大阪市中央区道頓堀1丁目6番12号2階

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

大阪市告示第404号

市税事務所の執務時間を、次のとおり改め、平成30年8月3日から実施する。

市税事務所（船場法人市税事務所を除く。）の執務時間は、平成5年大阪市告示第555号によるもののほか、別表に定める業務の執務時間を、金曜日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条第1項に規定する市の休日は除く。）に限り、午前9時から午後7時までとする。

なお、これに伴い平成19年大阪市告示第928号は廃止する。

平成30年3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

（別表）

業務内容
・ 税証明発行関係業務 ・ 市税の収納業務 ・ 納付書の再発行業務 ・ 各種申告・受付関係事務 ・ 市税に関する相談業務

（財政局税務部管理課）

大阪市告示第405号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-6484-7356

2 入札に付する事項

(1) 長期借入物品及び数量

- ① 大阪市立小学校、中学校教育用コンピュータ機器一式（西ブロック）一式
- ② 大阪市立小学校、中学校教育用コンピュータ機器一式（南ブロック）一式

（以上、電子入札対象案件）

(2) 借入の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 平成30年9月1日（土）から平成35年8月31日（木）まで

(4) 借入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 上記(1)①～②の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば当該審査を行う。

ただし、平成30年4月13日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器（158）」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること

こと

- (10) JISQ15001に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ27001 (ISO 27001) に準拠したISMS 認証またはこれらと同等の制度による認証等の取得を証明する書類（個人情報に関する内部規定等可）の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成30年4月13日（金）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成30年4月13日（金）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

- ア 入札書受付期間 平成30年5月30日（水）から同月31日（木）までの午前9時から午後5時まで
- イ 開札予定日時 平成30年6月1日（金）午前11時30分
- ウ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

- ア 入札書受付期間 平成30年6月1日（金）午前11時から午前11時30分まで
- イ 開札予定日時 平成30年6月1日（金）午前11時30分
- ウ 場所 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成30年5月31日（木）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成30年4月13日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達には、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) この調達には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

(3) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

(4) 契約の締結は、平成30年度予算が発効したときとする。

(5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(6) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

① Long-term lease of Education computer suite for Osaka municipal elementary schools and junior high schools (West block) 1set

② Long-term lease of Education computer suite for Osaka municipal elementary schools and junior high schools (South block) 1set

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 13 April 2018

(3) The date and time for the submission of tenders:

- ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 30 May 2018 to 5:00PM, 31 May 2018
- ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 1 June 2018
- ③ by post: 5:00PM, 31 May 2018
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi
1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356
(We accept applications that are presented in Japanese only.)
(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第406号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒541-0053 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-6484-7356

2 入札に付する事項

- (1) 長期借入物品及び数量
大阪府立小学校教育用コンピュータ機器一式（北ブロック） 一式
（電子入札対象案件）
- (2) 借入の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成30年9月1日（土）から平成35年8月31日（木）まで
- (4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば当該審査を行う。

ただし、平成30年4月13日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けてい

ないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器（158）」で登録していること

- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業者であること

- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元書の提出ができること

- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること

- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること

- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること

- (10) JISQ15001に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ27001(ISO 27001)に準拠したISMS 認証またはこれらと同等の制度による認証等の取得を証明する書類（個人情報に関する内部規定等可）の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）

- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成30年4月13日（金）まで無償により交付する。

- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成30年4月13日（金）午後5時まで

- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合

ア 入札書受付期間 平成30年6月4日（月）から同月5日（火）までの午前9時から午後5時まで

イ 開札予定日時 平成30年6月6日（水）午前11時30分

ウ 場所 システム上とする。

- (2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間 平成30年6月6日（水）午前11時から午前11時30分まで

イ 開札予定日時 平成30年6月6日（水）午前11時30分

ウ 場所 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成

30年 6 月 5 日（火）午後 5 時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成30年4月13日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約の締結は、平成30年度予算が発効したときとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排

除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(6) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Long-term lease of Education computer suite for Osaka municipal elementary schools (North block) 1set

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 13 April 2018

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 4 June 2018 to 5:00PM, 5 June 2018

② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 6 June 2018

③ by post: 5:00PM, 5 June 2018

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356

(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第407号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-6484-7356

2 入札に付する事項

(1) 長期借入物品及び数量

大阪市立小学校、高等学校教育用コンピュータ機器一式(東ブロック)
一式

(電子入札対象案件)

(2) 借入の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 平成30年9月1日(土)から平成35年8月31日(木)まで

(4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば当該審査を行う。

ただし、平成30年4月13日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器(158)」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (10) JISQ15001に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ 27001(ISO 27001)に準拠したISMS 認証またはこれらと同等の制度による認証等の取得を証明する書類（個人情報に関する内部規定等可）の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成30年4月13日（金）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成30年4月13日（金）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
ア 入札書受付期間 平成30年6月4日（月）から同月5日（火）まで

の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 開札予定日時 平成30年 6 月 6 日（水）午前11時30分

ウ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間 平成30年 6 月 6 日（水）午前11時から午前11時30分まで

イ 開札予定日時 平成30年 6 月 6 日（水）午前11時30分

ウ 場所 大阪府中央区本町 1 丁目 4 番 5 号 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第 2 項に規定する郵便等による入札の場合は平成30年 6 月 5 日（火）午後 5 時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の 3 以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落札金額を 1 年当たりの額に換算した額））の100分の 3 に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成30年 4 月13日（金）午後 5 時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第 1 項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約の締結は、平成30年度予算が発効したときとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (6) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Long-term lease of Education computer suite for Osaka municipal elementary schools and senior high schools (East block) 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 13 April 2018
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 4 June 2018 to 5:00PM, 5 June 2018
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 6 June 2018
 - ③ by post: 5:00PM, 5 June 2018
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi
1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356
(We accept applications that are presented in Japanese only.)
(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第408号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 3 月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪役所 3 階

大阪市教育局事務局総務部総務課（調達グループ）

電話 06-6208-9078

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

① 学校給食用焼き物機（カート付）買入 福小学校他10校

内訳 焼き物機（カート付） 11台

② 学校給食用焼き物機（カート付）買入 今里小学校他10校

内訳 焼き物機（カート付） 11台

③ 学校給食用焼き物機（カート付）買入 都島小学校他 9 校

内訳 焼き物機（カート付） 10台

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成30年8月24日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加資格有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（上記 1 に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成30年4月13日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に物品供給等用登録種目「31：業務用厨房機器」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上記 1 に同じ。）

(2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成30年4月13日（金）まで無償により交付する。

※ 紙入札者については、担当部局（上記 1 に同じ）において入札説明書等を公告の日から平成30年4月13日（金）までの本市の休日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、午前9時から午後5時まで無償にて交付する。（ただし、午後0時15分から午後1時までの間を除く。）

(3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から平成30年 4 月 13 日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書提出期間

平成30年 5 月 29 日（火）から平成30年 5 月 30 日（水）の午前 9 時から午後 5 時まで

② 開札予定日時

平成30年 5 月 31 日（木）午前10時

③ 場所

システム上

(2) 紙入札による場合

① 入札書提出期間

平成30年 5 月 31 日（木）午前 9 時 45 分から午前10時まで

② 開札予定日時

平成30年 5 月 31 日（木）午前10時

③ 場所

大阪市教育委員会事務局入札室（上記 1 に同じ。）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第 2 項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により担当部局（上記 1 に同じ）あて平成30年 5 月 30 日（水）午後 5 時までに必着のこと。

6 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の 3 以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を 1 年当たりの額に換算した額））の100分の 3 に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金（契約金額の100分の10以上） 要

ただし、契約規則第37条第 1 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約書作成の要否 要

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を平成30年4月13日（金）午後5時までに、担当部局（上記1に同じ）まで持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第29条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、落札決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (4) この調達はWTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (5) 契約の締結は、平成30年度予算が発効したときとする。
- (6) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Gas steam convection oven with cart Fuku elementary school and other ten schools
 - ② Gas steam convection oven with cart Imazato elementary school and other ten schools
 - ③ Gas steam convection oven with cart Miyakojima elementary school and other nine schools
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 13 April 2018
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 1. On the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 29 May 2018 to 5:00PM, 30 May 2018
 2. In person: from 9:45AM to 10:00AM, 31 May 2018

3. By post: 5:00PM, 30 May 2018

(4) A contact point where tender documents are available:

General Division, General Affairs Department, Board of Education,
The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530
-8201, TEL06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市告示第409号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、大阪都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可（平成30年大阪府告示第469号）に係る図書の写しの送付があったので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、その図書の写しを次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 送付のあった図書の写し

大阪都市計画下水道事業

（大阪市津守処理区公共下水道）

2 縦覧場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟6階

大阪市建設局下水道河川部調整課

（都市計画局計画部都市計画課）

大阪市告示第410号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成29年11月13日 大阪市指令都計（開）第 62 号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市西淀川区大和田6丁目45番2の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区伏見町2丁目6番6号

三和都市開発株式会社

代表取締役 南 尚男

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
道路	4.000m	15.621m	開発者	開発者	すみ切り3ヵ所含む
下水道	D=150mm	10.650m	大阪市	—	集水ますI型インバート付 4ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
下水道	D=150mm	8.500m	大阪市	—	集水ますI型 4ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)



大阪市告示第411号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

指定年月日及び指令番号

平成30年 3月19日

大阪市指令都計建企 第1035号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
港区 市岡3丁目	19番18	m 4.00	m 13.79	袋路状道路

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第412号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、
道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦
覧に供する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

指定年月日及び指令番号

平成30年 3 月 19 日

大阪市指令都計建企 第1036号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
此花区 伝法6丁目	m 30番4	m 4.00	m 23.89	袋路状道路

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第413号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関
する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされ
た生活保護法第49条の規定により、医療機関を指定したので、生活保護法第55
条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦
人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例に
よることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③指定年月日

①坂井医院 ②大阪市西区九条1丁目6番14-201号 ③平成30年2月1日

①曲渕ペインクリニック ②大阪市西区立売堀2丁目3番21号 ③平成30年1
月5日

①しのだ整形外科 ②大阪市大正区千島2丁目4番4号 ③平成30年2月1日

①まさもと耳鼻咽喉科アレルギー科 ②大阪市淀川区宮原4丁目3番12-103号

③平成30年 2 月 1 日

①隼クリニック ②大阪市生野区勝山北 4 丁目 14 番 22 号 ③平成30年 2 月 1 日

①福本眼科クリニック ②大阪市阿倍野区北島 2 丁目 3 番 3 号 ③平成29年 12 月 1 日

①あさこまごころ皮膚科 ②大阪市東住吉区西今川 1 丁目 4 番 11 号 ③平成30 年 1 月 1 日

①やすだ内科クリニック ②大阪市東住吉区山坂 3 丁目 5 番 15 号 ③平成30 年 1 月 1 日

①生野愛和透析クリニック ②大阪市平野区加美北 3 丁目 3 番 2 号 ③平成30 年 2 月 1 日

①倉知内科 ②大阪市西成区花園北 2 丁目 13 番 7 号 ③平成30年 1 月 1 日

①宮齒科医院 ②大阪市北区天満 2 丁目 7 番 1-101 号 ③平成30年 1 月 1 日

①いらい歯科医院 ②大阪市阿倍野区松崎町 4 丁目 4 番 22-102 号 ③平成30 年 2 月 1 日

①フルリール長居公園歯科クリニック ②大阪市住吉区荻田 2 丁目 16 番 17 号 ③ 平成30年 1 月 22 日

①やすだ歯科クリニック ②大阪市住吉区南住吉 4 丁目 16 番 16 号 ③平成29 年 12 月 18 日

①サエラ薬局都島店 ②大阪市都島区都島本通 5 丁目 14 番 11 号 ③平成30年 1 月 1 日

①コトブキ薬局福島店 ②大阪市福島区福島 4 丁目 2 番 33 号 ③平成30年 1 月 1 日

①阪神調剤薬局中之島店 ②大阪市福島区福島 3 丁目 1 番 39-101 号 ③平成30 年 1 月 1 日

①かるがも薬局花咲新町店 ②大阪市西区新町 2 丁目 15 番 22 号 ③平成30年 2 月 1 日

①ファミリー薬局大国町店 ②大阪市浪速区大国 3 丁目 8 番 27-101 号 ③平成 30 年 2 月 1 日

①ゆうせい薬局 ②大阪市西淀川区出来島 1 丁目 13 番 2 号 ③平成30年 1 月 1 日

①のぞみ薬局 ②大阪市淀川区加島 2 丁目 4 番 7 号 ③平成30年 1 月 1 日

①サエラ薬局深江橋店 ②大阪市城東区諏訪 2 丁目 5 番 14 号 ③平成30年 1 月 1 日

①ひだか薬局 ②大阪市阿倍野区阪南町 1 丁目 24 番 23 号 ③平成30年 1 月 1 日

①たち訪問看護ステーション ②大阪市福島区吉野 5 丁目 9 番 22-707 号 ③ 平成30年 2 月 1 日

①ケアライフリハビリ訪問看護ステーション ②大阪市中心区本町 4 丁目 4 番 17-610 号 ③平成30年 2 月 1 日

①港ケア・訪問看護ステーション ②大阪市港区波除 2 丁目 5 番 18 号 ③平成 30 年 2 月 1 日

- ①訪問看護ステーションコルディアールレ大国町 ②大阪市浪速区大国1丁目4番2号 ③平成30年2月1日
- ①いえすりハビリ訪問看護ステーション ②大阪市淀川区西中島4丁目4番25-808号 ③平成30年2月1日
- ①K's Care 訪問看護ステーション ②大阪市鶴見区鶴見4丁目15番31-101号 ③平成30年2月1日
- ①訪問看護ステーション笑楽東住吉 ②大阪市東住吉区公園南矢田3丁目21番17号 ③平成30年2月1日
- ①訪問看護ステーションまみい〜 ②大阪市平野区长吉長原西3丁目10番33-105号 ③平成30年2月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第414号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30年3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①（旧）：山本梅新診療所 （新）：江川メンタルクリニック ②大阪市北区曾根崎1丁目2番8号 ③平成30年1月5日

①アズ訪問看護ステーション ②（旧）：大阪市鶴見区今津北5丁目4番1号（新）：大阪市鶴見区鶴見5丁目10番26-702号 ③平成30年1月16日

①訪問看護ステーション心奏 ②（旧）：大阪市西成区千本南1丁目2番14号（新）：大阪市西成区岸里3丁目3番17-202号 ③平成30年2月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第415号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることと

された生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①川崎医院 ②大阪市都島区東野田町 5 丁目 1 番 22 号 ③平成30年 1 月 20 日

①川田耳鼻咽喉科医院 ②大阪市浪速区日本橋東 3 丁目 7 番 7 号 ③平成29年 11 月 30 日

①田村クリニック ②大阪市城東区成育 3 丁目 5 番 12 号 ③平成29年 12 月 31 日

①福本眼科医院 ②大阪市阿倍野区北畠 1 丁目 8 番 43 号 ③平成29年 11 月 30 日

①大阪府こころの健康総合センター ②大阪市住吉区万代東 3 丁目 1 番 46 号
③平成27年 3 月 31 日

①やすだ内科クリニック ②大阪市東住吉区南田辺 3 丁目 11 番 21 号 ③平成29年 12 月 31 日

①まさもとクリニック ②大阪市平野区平野東 1 丁目 3 番 17 号 ③平成29年 12 月 31 日

①倉知医院 ②大阪市西成区花園北 2 丁目 13 番 7 号 ③平成29年 12 月 31 日

①宮齒科医院 ②大阪市北区天満 2 丁目 7 番 28 号 ③平成29年 12 月 31 日

①川端齒科医院 ②大阪市西淀川区御幣島 1 丁目 1 番 8 号 ③平成29年 12 月 31 日

①やすだ歯科クリニック ②大阪市住吉区南住吉 4 丁目 15 番 17-101 号 ③平成29年 12 月 17 日

①オレンジ薬局天神橋筋五丁目店 ②大阪市北区黒崎町 6 番 20 号 ③平成30年 1 月 13 日

①サエラ薬局都島店 ②大阪市都島区都島本通 5 丁目 14 番 11 号 1 階 ③平成29年 12 月 31 日

①コトブキ薬局福島店 ②大阪市福島区福島 4 丁目 2 番 33 号 ③平成29年 12 月 31 日

①阪神調剤薬局中之島店 ②大阪市福島区福島 3 丁目 1 番 39 号 ③平成29年 12 月 31 日

①おはな薬局 ②大阪市西淀川区福町 2 丁目 3 番 9-101 号 ③平成27年 12 月 31 日

①ゆうせい薬局 ②大阪市西淀川区出来島 1 丁目 13 番 3 号 ③平成29年 12 月 31 日

①のぞみ薬局 ②大阪市淀川区加島 2 丁目 4 番 7 号 ③平成29年 12 月 31 日

①サエラ薬局深江橋店 ②大阪市城東区諏訪 2 丁目 5 番 14 号 ③平成29年 12 月 31 日

- ①ひだか薬局 ②大阪市阿倍野区阪南町 1 丁目 24 番 23 号 ③平成 29 年 12 月 31 日
①ニコニコ薬局 ②大阪市東住吉区湯里 4 丁目 7 番 30-101 号 ③平成 29 年 11 月 30 日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第 416 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項によりその例によることとされた生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項によりその例によることとされた生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

平成 30 年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業所名 ②事業所の所在地 ③介護機関別（指定年月日）

①田中歯科クリニック ②大阪市福島区吉野 4 丁目 25 番 23 号 ③居宅療養管理指導（平成 30 年 1 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 30 年 1 月 1 日）

①メディセレ薬局 ②大阪市都島区内代町 1 丁目 2 番 32 号 ③居宅療養管理指導（平成 30 年 2 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 30 年 2 月 1 日）

①藍ケアサポートセンター ②大阪市中央区東平 1 丁目 4 番 16 号 ③居宅介護支援（平成 30 年 2 月 1 日）

①いえすりハビリ訪問看護ステーション ②大阪市淀川区西中島 4 丁目 4 番 25-808 号 ③訪問看護（平成 30 年 2 月 1 日） 介護予防訪問看護（平成 30 年 2 月 1 日）

①水蓮 ②大阪市生野区中川 2 丁目 8 番 8-202 号 ③訪問介護（平成 30 年 2 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 30 年 2 月 1 日）

①なおケアサポート ②大阪市生野区勝山北 5 丁目 1 番 23 号 ③福祉用具貸与（平成 30 年 2 月 1 日） 特定福祉用具販売（平成 30 年 2 月 1 日） 特定介護予防福祉用具販売（平成 30 年 2 月 1 日） 介護予防福祉用具貸与（平成 30 年 2 月 1 日）

①プラス薬局 ②大阪市旭区大宮 1 丁目 1 番 5 号 ③居宅療養管理指導（平成 30 年 2 月 1 日）

①シギノ駅前薬局 ②大阪市城東区鳴野東 2 丁目 24 番 22 号 ③居宅療養管理指導（平成 30 年 1 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 30 年 1 月 1 日）

①カメイ調剤薬局あびこ店 ②大阪市住吉区我孫子東 2 丁目 1 番 21 号 ③居宅療養管理指導（平成 30 年 1 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 30 年 1

月 1 日)

①グループホームいこいおりおの館 ②大阪市住吉区遠里小野 1 丁目 4 番 7 号

③認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）（平成30年 1 月 1 日）

①どんぐり薬局 ②大阪市住吉区東粉浜 3 丁目 11 番 6 号 ③介護予防居宅療養管理指導（平成30年 1 月 1 日）

①福祉用具レンタル・販売所 ②大阪市平野区长吉六反 2 丁目 3 番 45 号 ③福祉用具貸与（平成29年12月 1 日） 特定福祉用具販売（平成29年12月 1 日） 特定介護予防福祉用具販売（平成29年12月 1 日） 介護予防福祉用具貸与（平成29年12月 1 日）

①クレアケア ②大阪市西成区岸里 3 丁目 1 番 27 号 ③福祉用具貸与（平成30年 2 月 1 日） 特定福祉用具販売（平成30年 2 月 1 日） 特定介護予防福祉用具販売（平成30年 2 月 1 日） 介護予防福祉用具貸与（平成30年 2 月 1 日）

（福祉局生活福祉部保護課）



大阪市告示第417号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業所名 ②事業所の所在地 ③介護機関別（変更年月日）

①NSA福祉用具ステーション ②（旧）：大阪市中心区谷町 2 丁目 3 番 2 号
（新）：大阪市中心区本町橋 2 番 16-302 号 ③福祉用具貸与（平成29年12月 1 日） 特定福祉用具販売（平成29年12月 1 日） 特定介護予防福祉用具販売（平成29年12月 1 日） 介護予防福祉用具貸与（平成29年12月 1 日）

①介護センターココ ②（旧）：大阪市中心区小林東 3 丁目 7 番 17-103 号 （新）：大阪市中心区小林東 3 丁目 8 番 12 号 ③訪問介護（平成29年 6 月 1 日）
介護予防訪問介護（平成29年 6 月 1 日） 訪問型サービス（独自）（平成29年 6 月 1 日）

①介護ステーション花ぐみ ②（旧）：大阪市中心区天王寺区玉造本町 8 番 18-102 号
（新）：大阪市中心区天王寺区玉造元町 4 番 7 号 ③訪問介護（平成29年 9 月 11 日）
介護予防訪問介護（平成29年 9 月 11 日） 訪問型サービス（独自）（平成

29年 9 月 11 日)

① (旧) : パートナーつるはし本通 (新) : ちゃんす ②大阪市生野区鶴橋
2 丁目 15 番 28 号 ③地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期以外) (平成 29
年 9 月 25 日)

① (旧) : サンフラワー薬局 (新) : サンプラザ薬局森小路 ②大阪市旭区
新森 4 丁目 13 番 23 号 ③居宅療養管理指導 (平成 26 年 7 月 1 日) 介護予防居
宅療養管理指導 (平成 26 年 7 月 1 日)

①ケア・メンタリング ② (旧) : 大阪市城東区関目 3 丁目 14 番 26-1218 号 (新)
: 大阪市城東区関目 5 丁目 3 番 2-201 号 ③訪問介護 (平成 29 年 10 月 1 日)
介護予防訪問介護 (平成 29 年 10 月 1 日) 訪問型サービス (独自) (平成
29 年 10 月 1 日)

①アズ訪問看護ステーション ② (旧) : 大阪市鶴見区今津北五丁目 4 番 1 号
(新) : 大阪市鶴見区鶴見 5 丁目 10 番 26-702 号 ③訪問看護 (平成 30 年 1 月
16 日) 居宅療養管理指導 (平成 30 年 1 月 16 日) 介護予防居宅療養管理指導
(平成 30 年 1 月 16 日) 介護予防訪問看護 (平成 30 年 1 月 16 日)

①南港病院ケアプランセンター ② (旧) : 大阪市住之江区北加賀屋 5 丁目 2
番 2 号 (新) : 大阪市住之江区北加賀屋 2 丁目 11 番 8 号 202-2 号室 ③居宅
介護支援 (平成 29 年 12 月 18 日)

①南港病院ヘルパーステーション ② (旧) : 大阪市住之江区北加賀屋 5 丁目
2 番 2 号 (新) : 大阪市住之江区北加賀屋 2 丁目 11 番 8 号 202-2 号室 ③訪
問介護 (平成 29 年 12 月 18 日) 介護予防訪問介護 (平成 29 年 12 月 18 日) 訪問
型サービス (独自) (平成 29 年 12 月 18 日)

①南港病院訪問看護ステーション ② (旧) : 大阪市住之江区北加賀屋 5 丁目
2 番 2 号 (新) : 大阪市住之江区北加賀屋 2 丁目 11 番 8 号 202-2 号室 ③訪
問看護 (平成 29 年 12 月 18 日) 介護予防訪問看護 (平成 29 年 12 月 18 日)

①エクセレントケア ② (旧) : 大阪市平野区長吉六反 1 丁目 2 番 9 号 (新)
: 大阪市平野区長吉六反 4 丁目 6 番 39 号 ③訪問介護 (平成 30 年 2 月 1 日)
通所介護 (平成 30 年 2 月 1 日) 居宅介護支援 (平成 30 年 2 月 1 日) 介護
予防訪問介護 (平成 30 年 2 月 1 日) 介護予防通所介護 (平成 30 年 2 月 1 日)
訪問型サービス (独自) (平成 30 年 2 月 1 日) 通所型サービス (独自) (平
成 30 年 2 月 1 日)

①介護ステーションパレット ② (旧) : 大阪市西成区松 1 丁目 2 番 10 号 (新)
: 大阪市西成区天下茶屋 2 丁目 16 番 26 号 ③訪問介護 (平成 30 年 2 月 1 日
)

①からあ訪問看護ステーション ② (旧) : 大阪市西成区松 1 丁目 2 番 10 号
(新) : 大阪市西成区天下茶屋 2 丁目 16 番 26 号 ③訪問看護 (平成 30 年 2 月 1
日) 介護予防訪問看護 (平成 30 年 2 月 1 日)

①訪問看護ステーションヨイローグ ② (旧) : 大阪市西成区鶴見橋 1 丁目 12
番 8 号 (新) : 大阪市西成区天下茶屋 2 丁目 9 番 1 号 ③訪問看護 (平成 30
年 3 月 1 日) 介護予防訪問看護 (平成 30 年 3 月 1 日)

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第418号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30年3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

① 事業所名 ②事業所の所在地 ③介護機関別（廃止年月日）

①いえすりハビリ訪問看護ステーション ②大阪市北区中津3丁目24番3-1204号 ③訪問看護（平成30年1月31日） 介護予防訪問看護（平成30年1月31日）

①有限会社スウィートケアサービス ②大阪市北区中津6丁目8番10-302号 ③訪問介護（平成30年1月31日） 居宅介護支援（平成30年1月31日） 介護予防訪問介護（平成30年1月31日） 訪問型サービス（独自）（平成30年1月31日）

①田中歯科クリニック ②大阪市福島区吉野4丁目25番23号 ③訪問看護（平成26年7月1日） 訪問リハビリテーション（平成26年7月1日） 居宅療養管理指導（平成26年7月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成26年7月1日）

①ケアセンターフェニックス ②大阪市此花区春日出北2丁目14番27号 ③訪問介護（平成29年12月31日） 介護予防訪問介護（平成29年12月31日）

①さざなみ薬局 ②大阪市此花区春日出北1丁目25番11号 ③居宅療養管理指導（平成27年5月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成27年5月31日）

①川田耳鼻咽喉科 ②大阪市浪速区日本橋東3丁目7番7号川田ビル1階 ③訪問看護（平成29年11月30日） 訪問リハビリテーション（平成29年11月30日） 居宅療養管理指導（平成29年11月30日） 介護予防居宅療養管理指導（平成29年11月30日） 介護予防訪問看護（平成29年11月30日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成29年11月30日）

①福祉用具レンタル・販売司 ②大阪市浪速区下寺3丁目16番4号1階 ③福祉用具貸与（平成29年11月30日） 特定福祉用具販売（平成29年11月30日） 特定介護予防福祉用具販売（平成29年11月30日） 介護予防福祉用具貸与（平

成29年11月30日)

①ヒューマンライフケアよどがわ ②大阪市淀川区西中島1丁目9番28号 ③
訪問介護(平成30年1月31日) 居宅介護支援(平成30年1月31日) 介護予
防訪問介護(平成30年1月31日) 訪問型サービス(独自)(平成30年1月31
日)

①吉田医院 ②大阪市淀川区東三国6丁目18番27号 ③訪問看護(平成29年6
月30日) 訪問リハビリテーション(平成29年6月30日) 居宅療養管理指導
(平成29年6月30日) 介護予防居宅療養管理指導(平成29年6月30日) 介
護予防訪問看護(平成29年6月30日) 介護予防訪問リハビリテーション(平
成29年6月30日)

①ケア・メンタリング ②大阪市城東区関目3丁目14番26-1218号 ③福祉用
具貸与(平成26年7月1日) 介護予防福祉用具貸与(平成26年7月1日)

①シギノ駅前薬局 ②大阪市城東区鳴野東2丁目23番16号 ③居宅療養管理指
導(平成26年7月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成26年7月1日)

①ひだか薬局 ②大阪市阿倍野区阪南町1丁目24番23号 ③居宅療養管理指導
(平成29年12月31日) 介護予防居宅療養管理指導(平成29年12月31日)

(福祉局生活福祉部保護課)



大阪市告示第419号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第1項の規定により、施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①施術者名(施術所名) ②所在地 ③指定年月日

①辻 建一(おかもと整骨院) ②大阪市都島区東野田町5丁目15番7号 ③
平成30年1月20日

①七條 航(七條鍼灸整骨院) ②大阪市中央区南船場4丁目12番9-906号
③平成30年2月1日

①辻坂 佳介(はるか整骨院) ②大阪市淀川区西三国3丁目5番2号 ③平
成30年2月1日

①呉 経高/安本 豪伸(ゆめ整骨院) ②大阪市生野区新今里4丁目10番20
号 ③平成30年2月1日

①齋藤 孝江(さいとう整骨院) ②大阪市生野区小路東2丁目2番11号 ③

平成30年 2 月 1 日

①竹谷 貴博（メグミ整骨院） ②大阪市生野区鶴橋 4 丁目 13 番 10 号 ③平成 30 年 2 月 1 日

①中村 剛（にしむら接骨院） ②大阪市旭区千林 1 丁目 6 番 15 号 ③平成 30 年 2 月 1 日

①梅田 彰信（城東いまふく治療院はり・きゅう・せいこつ） ②大阪市城東区今福西 1 丁目 3 番 7 号 ③平成30年 2 月 1 日

①小長谷 昌史（かいてきや鍼灸治療院） ②大阪市都島区東野田町 1 丁目 10 番 13 号 ③平成30年 1 月 1 日

①山西 広行（かいてきや鍼灸治療院） ②大阪市都島区東野田町 1 丁目 10 番 13 号 ③平成30年 1 月 1 日

①森脇 健太（クレアーレはりきゅう院九条店） ②大阪市西区九条 3 丁目 5 番 10 号 ③平成30年 1 月 23 日

①菅原 正行（関目たなか鍼灸院） ②大阪市城東区関目 1 丁目 11 番 23-101 号 ③平成30年 2 月 1 日

①木下 眞二（つばさ鍼灸整骨院） ②大阪市阿倍野区阪南町 5 丁目 20 番 8 号 ③平成30年 1 月 26 日

①諸喜田 繁（往療専門） ②大阪市阿倍野区阿倍野筋 4 丁目 14 番 13-202 号 ③平成30年 1 月 11 日

①中田 上陽（ありがとう鍼灸院） ②大阪市阿倍野区西田辺町 1 丁目 12 番 4 号 ③平成30年 2 月 1 日

①谷 真孝（すぎもと鍼灸院） ②大阪市住之江区西加賀屋 2 丁目 5 番 28 号 ③平成30年 1 月 1 日

①岡田 純一（岡田鍼灸院） ②大阪市東住吉区湯里 2 丁目 9 番 26-102 号 ③平成30年 3 月 1 日

①東 大作（こころマッサージ治療院） ②大阪市平野区瓜破東 2 丁目 8 番 21-202 号 ③平成30年 2 月 1 日

①大町 友博（鍼灸院いろは健康の森） ②大阪市平野区平野本町 3 丁目 2 番 11 号 ③平成30年 2 月 1 日

①嶋本 淳（しまもと鍼灸整骨院） ②大阪市平野区流町 3 丁目 10 番 20 号 ③平成30年 2 月 1 日

①菊原 秀太（木村鍼灸院） ②大阪市都島区都島北通 1 丁目 23 番 26-701 号 ③平成30年 2 月 1 日

①木村 翠（木村鍼灸院） ②大阪市都島区都島北通 1 丁目 23 番 26-701 号 ③平成30年 2 月 1 日

①木村 悠紀（木村鍼灸院） ②大阪市都島区都島北通 1 丁目 23 番 26-701 号 ③平成30年 2 月 1 日

①金森 倫子（楽なろ鍼灸マッサージ治療院） ②大阪市生野区小路東 3 丁目 7 番 24-201 号 ③平成30年 2 月 1 日

①西口 義晴（楽なろ鍼灸マッサージ治療院） ②大阪市生野区小路東 3 丁目

7番24-201号 ③平成30年2月1日

①廣岡 利明（往療専門） ②大阪市生野区巽南1丁目11番3-305号 ③平成30年2月1日

①大ヶ谷 克資（KE i ROW大阪城東ステーション） ②大阪市城東区嶋野西4丁目10番14号 ③平成30年1月30日

①越智 洋晴（ひなた鍼灸治療院） ②大阪市鶴見区放出東2丁目10番22号 ③平成30年2月13日

①古山 裕司（メディカルマッサージ治療院） ②大阪市阿倍野区西田辺町1丁目11番23-103号 ③平成30年1月29日

①佐々木 泰士（メディカルマッサージ治療院） ②大阪市阿倍野区西田辺町1丁目11番23-103号 ③平成30年1月29日

①塩見 雅一（往療専門） ②大阪市平野区长吉長原東2丁目8番36-813号 ③平成30年2月1日

①守田 雄一（リーヴマッサージ治療院） ②大阪市平野区平野南1丁目5番25号 ③平成30年2月1日

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第420号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30年3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

①施術者名（施術所名） ②所在地 ③変更年月日

①（旧）：坂田 哲也（住之江鍼灸センターあびこ施術所） （新）：坂田 哲也（春風民主鍼灸センター） ②大阪市住吉区我孫子3丁目5番21号 ③平成30年1月1日

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第421号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①施術者名（施術所名） ②所在地 ③廃止年月日

①財前 信眞（三国スポーツ整骨院） ②大阪市淀川区西三国1丁目31番6号
③平成30年1月31日

①守川 洋（メグミ整骨院） ②大阪市生野区鶴橋4丁目13番10号 ③平成30年2月1日

①梅田 彰信（治し処いまふく治療はり・きゅう） ②大阪市住吉区长居東3丁目15番2-610号 ③平成30年1月31日

①小長谷 昌史（かいてきや鍼灸治療院） ②大阪市都島区中野町2丁目7番16号 ③平成29年2月28日

①野崎 英司（クレアーレはりきゅう院九条店） ②大阪市西区九条3丁目5番10号 ③平成30年1月23日

①中田 上陽（往療専門） ②大阪市住吉区荻田5丁目10番8-503号 ③平成30年1月31日

①小櫻 文義（さくら鍼灸院） ②大阪市平野区西脇2丁目5番1102号 ③平成30年1月19日

①菊原 秀太（木村鍼灸院） ②大阪市都島区友渚町2丁目3番15号 ③平成30年2月1日

①木村 翠（木村鍼灸院） ②大阪市都島区友渚町2丁目3番15号 ③平成30年2月1日

①木村 悠紀（木村鍼灸院） ②大阪市都島区友渚町2丁目3番15号 ③平成30年2月1日

①小川 晃司（ヘルスケア治療院） ②大阪市天王寺区味原町2番10-102号
③平成30年2月1日

①塩見 雅一（往療専門） ②大阪市平野区瓜破東4丁目2番60-305号 ③平成30年1月31日

（福祉局生活福祉部保護課）



大阪市告示第422号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

平成30年3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①株式会社T s カンパニー ②ケアセンターどん介護 大阪市西成区岸里一丁目3番10号 ③平成30年3月1日 ④訪問介護

①株式会社栄帰 ②栄帰ヘルパーステーション 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田一丁目8番9号 ③平成30年3月1日 ④訪問介護

①合同会社シゲマリ ②ヘルパーステーションシゲマリ 大阪市西成区出城一丁目4番23-303号 Y Aコート出城公園3階 ③平成30年3月1日 ④訪問介護

①株式会社シーヒューマン ②ケアセンターセリシール 大阪市中央区高津一丁目10番12号 ③平成30年3月1日 ④訪問介護

①株式会社双泉メディカルケア ②あくとかケア大正 大阪市大正区平尾三丁目24番8号 ③平成30年3月1日 ④訪問介護

①合同会社らぼヘルパーステーション ②らぼヘルパーステーション 大阪市平野区瓜破東八丁目3番24-103号 グローリー飛鳥 ③平成30年3月1日 ④訪問介護

①合同会社M－a i r e ②ラマナ住吉 大阪市住吉区万代五丁目15番12号 ③平成30年3月1日 ④訪問介護

①株式会社新和 ②なごみ介護サービス 大阪市西成区玉出中一丁目2番9号 ③平成30年3月1日 ④訪問介護

①有限会社朝日ウッド ②訪問介護げんきな郷 大阪市西淀川区佃三丁目14番20号 ③平成30年3月1日 ④訪問介護

①株式会社ハート介護サービス ②ハート介護サービス鶴見 大阪市鶴見区今津南一丁目5番30号 グランドメゾン放出1F ③平成30年3月1日 ④訪問介護

①株式会社リクリエイト ②絆24十三 大阪市淀川区十三東四丁目4番2号 十三シルクルーム2番館1階 ③平成30年3月1日 ④訪問介護

①有限会社ほたるケアサービス ②ケアギビングほたる 大阪市浪速区恵美須西一丁目5番3号 小沢マンション102号室 ③平成30年3月1日 ④訪問介護

①有限会社ジョイライフ ②介護センタージョイライフつるみ 大阪市鶴見区緑一丁目5番7号 カナザワ緑ビル5階 ③平成30年3月1日 ④訪問介護

①株式会社ニーズ ②パスエル訪問介護ステーション 大阪市中央区谷町二丁目3番2号 森居幸ビル4階 ③平成30年3月1日 ④訪問介護

①陽の出株式会社 ②陽の出訪問看護ステーション 大阪市生野区田島五丁目

- 13番14-203号 ③平成30年3月1日 ④訪問看護・居宅療養管理指導
- ①株式会社MURAI ②訪問看護ステーション青空 大阪市此花区四貫島一丁目8番15号 加藤店舗1F ③平成30年3月1日 ④訪問看護
- ①株式会社NSオリーブ ②からあ訪問看護ステーション 大阪市西成区旭三丁目4番14号 ③平成30年3月1日 ④訪問看護
- ①株式会社T・plus ②訪問看護ステーションルル 大阪市福島区吉野四丁目14番15号 ③平成30年3月1日 ④訪問看護
- ①株式会社三喜 ②杏訪問看護ステーション 大阪市天王寺区上汐四丁目4番23-701号 サンプラザ上汐 ③平成30年3月1日 ④訪問看護
- ①シニアライフ株式会社 ②アステップ 大阪市平野区长吉川辺三丁目5番2号 ③平成30年3月1日 ④特定福祉用具販売
- ①株式会社NSオリーブ ②らいふデイサービスセンター 大阪市西成区旭三丁目4番14号 ③平成30年3月1日 ④通所介護
- ①株式会社ビーナス ②ビーナスプラスくるみの木 大阪市東淀川区瑞光四丁目12番32号 ③平成30年3月1日 ④通所介護
- (福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第423号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

平成30年3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

- ①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類
- ①株式会社アイエナジー ②アイエナジー生野 大阪市生野区田島三丁目2番30号 KOTOBUKIビル1F ③平成29年12月31日 ④訪問介護
- ①特定非営利活動法人優遊 ②サポート優遊 大阪市住吉区荻田七丁目5番9号 ③平成30年2月28日 ④訪問介護
- ①株式会社セカンド・ライフ ②セカンド・ライフ 大阪市東住吉区住道矢田一丁目5番4号 ③平成30年2月28日 ④訪問介護
- ①株式会社スローライフ ②ケアハウスエビス 大阪市旭区高殿四丁目9番8号 ③平成30年2月28日 ④訪問介護
- ①クローバー合同会社 ②クローバーの家 大阪市城東区今福西五丁目4番19号 丸武ビル1階 ③平成29年12月31日 ④訪問介護
- ①株式会社チームコンセプト ②介護センターあおい 大阪市鶴見区鶴見4丁目1番6号 サンハイム長島101号室 ③平成30年2月28日 ④訪問介護
- ①株式会社ヤマモト介護サービス ②ヤマモト介護サービス萩茶 大阪市西成

区萩之茶屋一丁目13番12号 ③平成30年 2月28日 ④訪問介護

①ヒューマンライフケア株式会社 ②ヒューマンライフケアよどがわ 大阪市淀川区西中島一丁目 9番28号 ③平成30年 1月31日 ④訪問介護

①スターマインド株式会社 ②ライフイズケア堺筋本町 大阪市中央区材木町 1番 6号 第12新興ビル502号室 ③平成30年 2月28日 ④訪問介護

①株式会社アンビション ②ケアクラブ松 大阪市西成区松一丁目 4番28号 ③平成30年 2月28日 ④訪問介護

①有限会社ファストケア ②ファストケアサービス 大阪市生野区新今里一丁目20番 2号 ③平成29年10月 1日 ④訪問介護

①株式会社アンジュ ②はんどべる 大阪市旭区千林二丁目14番23号 ロイヤルシティ第 1ビルT107号室 ③平成30年 2月28日 ④訪問介護

①株式会社もみじ ②もみじヘルパーステーション 大阪市西成区橘三丁目13番 5号 ③平成30年 2月28日 ④訪問介護

①オリンピックライフ株式会社 ②ライフケアサービス 大阪市生野区生野西三丁目12番12号 コウシンビル 2階 ③平成30年 2月16日 ④訪問介護

①株式会社MYM ②エクボ介護ステーション 大阪市浪速区恵美須西一丁目 3番 8号 三宝ビル 1階 ③平成30年 2月28日 ④訪問介護

①株式会社N・フィールド ②訪問看護ステーションデューン北大阪 大阪市東淀川区淡路四丁目20番39号 山神ビル 2階 ③平成30年 2月28日 ④居宅療養管理指導

①有限会社ハミングバード ②デイサービスくるみの木 大阪市東淀川区瑞光四丁目12番32号 ③平成30年 2月28日 ④通所介護

①株式会社ジャパンメディケアネット ②北田辺なごみデイサービス 大阪市東住吉区北田辺五丁目 8番 3号 ③平成30年 2月28日 ④通所介護

①医療法人正正会 ②デイサービスセンター椿 大阪市都島区東野田町五丁目 3番 1号 高齢者タワーやかた 1階 ③平成30年 1月15日 ④通所介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)



大阪市告示第424号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第 1 号の規定により公示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①株式会社マイルド ②北田辺なごみデイサービス 大阪市東住吉区北田辺五丁目 8番 3号 ③平成30年 3月 1日 ④地域密着型通所介護

①翔家ライフサービス株式会社 ②レコードブック天王寺 大阪市天王寺区堀越町1番18号 ③平成30年3月1日 ④地域密着型通所介護

①医療法人真芳会 ②医療法人真芳会夕陽ヶ丘いきいきデイサービス 大阪市天王寺区上汐六丁目3番11号 山本ビル1F ③平成30年3月1日 ④地域密着型通所介護

①有限会社中野みか ②中野みかデイサービスセンターⅡ 大阪市平野区平野上町一丁目1番8号 ③平成30年3月1日 ④地域密着型通所介護

①有限会社ハートフル・エミ ②月光園の湯whitestar 大阪市港区田中一丁目5番28号 ③平成30年3月1日 ④地域密着型通所介護

①株式会社LuckyStar ②ほし 大阪市平野区平野本町四丁目7番27号 ③平成30年3月1日 ④地域密着型通所介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)



大阪市告示第425号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により公示する。

平成30年3月30日

大阪市長 吉村 洋文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①株式会社月光園 ②月光園の湯whitestar 大阪市港区田中一丁目5番28号 ③平成30年2月28日 ④地域密着型通所介護

①株式会社月光園 ②アジアリゾートスパ月光園 大阪市淀川区東三国四丁目14番28号 グランソシエ東三国1階 ③平成30年2月28日 ④地域密着型通所介護

①株式会社オーケーケアサポート ②オーケーデイサービス大和田 大阪府門真市上野口町7番18号 ③平成30年2月28日 ④地域密着型通所介護

①株式会社ニューライフ ②茶話本舗デイサービス阿倍野亭 大阪市阿倍野区昭和町二丁目13番11号 ③平成30年2月28日 ④地域密着型通所介護

①株式会社ミクスル ②おひさまデイ倶楽部 大阪市福島区大開二丁目2番23号 ③平成30年1月31日 ④地域密着型通所介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)



大阪市告示第426号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により、指定居宅

介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①株式会社アルファテック ②ライフ居宅支援センター 大阪市中央区本町四丁目4番17号 RE-012 610号室 ③平成30年 3月1日 ④居宅介護支援

①ベルラック合同会社 ②ベルラックケアプランセンター 大阪市生野区勝山北五丁目20番23号 ③平成30年 3月1日 ④居宅介護支援

①合同会社シゲマリ ②シゲマリケアプランセンター 大阪市西成区出城一丁目4番23-303号 YAコート出城公園3階 ③平成30年 3月1日 ④居宅介護支援

①合同会社M-a-i-r-e ②ラマナ住吉 大阪市住吉区万代五丁目15番12号 ③平成30年 3月1日 ④居宅介護支援

①株式会社ベネッセスタイルケア ②ベネッセ介護センター新大阪 大阪市淀川区西三国一丁目6番41号 第5田村マンション301号室 ③平成30年 3月1日 ④居宅介護支援

①有限会社ジェイ케어 ②あったかケアプランセンター 大阪市淀川区十三本町三丁目6番3-1001号 ③平成30年 3月1日 ④居宅介護支援

①株式会社パール ②ともだち 大阪市生野区巽東二丁目5番16-102号 平尾マンション ③平成30年 3月1日 ④居宅介護支援

①株式会社リクリエイト ②絆24十三 大阪市淀川区十三東四丁目4番2号 十三シルクルーム2番館1階 ③平成30年 3月1日 ④居宅介護支援

①有限会社ほたるケアサービス ②ほたるソーシャルワーク 大阪市浪速区恵美須西一丁目5番3号 小沢マンション102号室 ③平成30年 3月1日 ④居宅介護支援

①株式会社ビーナス ②ケアプランセンターくるみの木 大阪市東淀川区瑞光四丁目12番32号 ③平成30年 3月1日 ④居宅介護支援

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第427号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により公示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

- ①株式会社アプリ ②ケアプランセンターアプリ 大阪市阿倍野区天王寺町北三丁目18番34-101号室 ③平成30年 2月28日 ④居宅介護支援
- ①有限会社ハミングバード ②ケアプランセンターくるみの木 大阪市東淀川区瑞光四丁目12番32号 ③平成30年 2月28日 ④居宅介護支援
- ①寿ケア株式会社 ②ケアプランセンター一會 大阪市住吉区荻田七丁目12番19号 北野マンション西館401号室 ③平成30年 2月28日 ④居宅介護支援
- ①株式会社ヤマモト介護サービス ②ヤマモト介護サービスケアプランセンター天下茶屋 大阪市西成区天下茶屋二丁目9番1号 ③平成30年 2月28日 ④居宅介護支援
- ①ヒューマンライフケア株式会社 ②ヒューマンライフケアよどがわ 大阪市淀川区西中島一丁目9番28号 ③平成30年 1月31日 ④居宅介護支援
- ①合同会社ZeroPlus ②スマートライフケアプランセンター 大阪市東淀川区小松四丁目7番24号 ③平成30年 2月28日 ④居宅介護支援
- ①株式会社アンジュ ②はんどべる 大阪市旭区千林二丁目14番23号 ロイヤルシティ第1ビルT107号室 ③平成30年 2月28日 ④居宅介護支援
- ①玉井商事株式会社 ②ケアプランセンター花ことば 大阪市住之江区御崎六丁目4番1号 SOハイツ103号室 ③平成30年 2月28日 ④居宅介護支援
- (福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第428号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10第1号の規定により公示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

- ①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類
- ①株式会社Tsカンパニー ②ケアセンターどん介護 大阪市西成区岸里一丁目3番10号 ③平成30年 3月1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社栄帰 ②栄帰ヘルパーステーション 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田一丁目8番9号 ③平成30年 3月1日 ④介護予防訪問介護
- ①合同会社シゲマリ ②ヘルパーステーションシゲマリ 大阪市西成区出城一丁目4番23-303号 YAコート出城公園3階 ③平成30年 3月1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社シーヒューマン ②ケアセンターセリシール 大阪市中央区高津一丁目10番12号 ③平成30年 3月1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社双泉メディカルケア ②あくとかケア大正 大阪市大正区平尾三丁目24番8号 ③平成30年 3月1日 ④介護予防訪問介護

- ①合同会社M-a i r e ②ラマナ住吉 大阪市住吉区万代五丁目15番12号 ③平成30年 3月 1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社ニーズ ②パスエル訪問介護ステーション 大阪市中央区谷町二丁目 3番 2号 森居幸ビル 4階 ③平成30年 3月 1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社新和 ②なごみ介護サービス 大阪市西成区玉出中一丁目 2番 9号 ③平成30年 3月 1日 ④介護予防訪問介護
- ①有限会社朝日ウッド ②訪問介護げんきな郷 大阪市西淀川区佃三丁目14番 20号 ③平成30年 3月 1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社ハート介護サービス ②ハート介護サービス鶴見 大阪市鶴見区今津南一丁目 5番30号 グランドメゾン放出 1F ③平成30年 3月 1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社リクリエイト ②絆24十三 大阪市淀川区十三東四丁目 4番 2号 十三シルクルーム 2番館 1階 ③平成30年 3月 1日 ④介護予防訪問介護
- ①有限会社ほたるケアサービス ②ケアギビングほたる 大阪市浪速区恵美須西一丁目 5番 3号 小沢マンション102号室 ③平成30年 3月 1日 ④介護予防訪問介護
- ①有限会社ジョイライフ ②介護センタージョイライフつるみ 大阪市鶴見区緑一丁目 5番 7号 カナザワ緑ビル 5階 ③平成30年 3月 1日 ④介護予防訪問介護
- ①翔家ライフサービス株式会社 ②レコードブック天王寺 大阪市天王寺区堀越町 1番18号 ③平成30年 3月 1日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社マイルド ②北田辺なごみデイサービス 大阪市東住吉区北田辺五丁目 8番 3号 ③平成30年 3月 1日 ④介護予防通所介護
- ①医療法人真芳会 ②医療法人真芳会夕陽ヶ丘いきいきデイサービス 大阪市天王寺区上汐六丁目 3番11号 山本ビル 1F ③平成30年 3月 1日 ④介護予防通所介護
- ①有限会社中野みか ②中野みかデイサービスセンターⅡ 大阪市平野区平野上町一丁目 1番 8号 ③平成30年 3月 1日 ④介護予防通所介護
- ①有限会社ハートフル・エミ ②月光園の湯whitestar 大阪市港区田中一丁目 5番28号 ③平成30年 3月 1日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社LuckyStar ②ほし 大阪市平野区平野本町四丁目 7番27号 ③平成30年 3月 1日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社NSオリーブ ②らいふデイサービスセンター 大阪市西成区旭三丁目 4番14号 ③平成30年 3月 1日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社ビーナス ②ビーナスプラスくるみの木 大阪市東淀川区瑞光四丁目12番32号 ③平成30年 3月 1日 ④介護予防通所介護
- ①陽の出株式会社 ②陽の出訪問看護ステーション 大阪市生野区田島五丁目13番14-203号 ③平成30年 3月 1日 ④介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導
- ①株式会社MURAI ②訪問看護ステーション青空 大阪市此花区四貫島一

- 丁目8番15号 加藤店舗1F ③平成30年3月1日 ④介護予防訪問看護
①株式会社NSオリーブ ②からあ訪問看護ステーション 大阪市西成区旭三
丁目4番14号 ③平成30年3月1日 ④介護予防訪問看護
①株式会社T・plus ②訪問看護ステーションルル 大阪市福島区吉野四
丁目14番15号 ③平成30年3月1日 ④介護予防訪問看護
①株式会社三喜 ②杏訪問看護ステーション 大阪市天王寺区上汐四丁目4番
23-701 サンプラザ上汐 ③平成30年3月1日 ④介護予防訪問看護
①シニアライフ株式会社 ②アステップ 大阪市平野区长吉川辺三丁目5番2
号 ③平成30年3月1日 ④特定介護予防福祉用具販売
(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第429号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定
介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号
の規定により公示する。

平成30年3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

- ①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サー
ビスの種類
①株式会社アイエナジー ②アイエナジー生野 大阪市生野区田島三丁目2番
30号 KOTOBUKIビル1F ③平成29年12月31日 ④介護予防訪問介護
①株式会社セカンド・ライフ ②セカンド・ライフ 大阪市東住吉区住道矢田
一丁目5番4号 ③平成30年2月28日 ④介護予防訪問介護
①特定非営利活動法人優遊 ②サポート優遊 大阪市住吉区苅田七丁目5番9
号 ③平成30年2月28日 ④介護予防訪問介護
①株式会社スローライフ ②ケアハウスエビス 大阪市旭区高殿四丁目9番8
号 ③平成30年2月28日 ④介護予防訪問介護
①クローバー合同会社 ②クローバーの家 大阪市城東区今福西五丁目4番19
号 丸武ビル1階 ③平成29年12月31日 ④介護予防訪問介護
①株式会社チームコンセプト ②介護センターあおい 大阪市鶴見区鶴見4丁
目1番6号 サンハイム長島101号室 ③平成30年2月28日 ④介護予防訪問
介護
①株式会社ヤマモト介護サービス ②ヤマモト介護サービス萩茶 大阪市西成
区萩之茶屋一丁目13番12号 ③平成30年2月28日 ④介護予防訪問介護
①ヒューマンライフケア株式会社 ②ヒューマンライフケアよどがわ 大阪市
淀川区西中島一丁目9番28号 ③平成30年1月31日 ④介護予防訪問介護
①スターマインド株式会社 ②ライフイズケア堺筋本町 大阪市中央区材木町
1番6号 第12新興ビル502号室 ③平成30年2月28日 ④介護予防訪問介護

- ①株式会社アンビション ②ケアクラブ松 大阪市西成区松一丁目4番28号 ③平成30年2月28日 ④介護予防訪問介護
- ①有限会社ファストケア ②ファストケアサービス 大阪市生野区新今里一丁目20番2号 ③平成29年10月1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社アンジュ ②はんどべる 大阪市旭区千林二丁目14番23号 ロイヤルシティ第1ビルT107号室 ③平成30年2月28日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社もみじ ②もみじヘルパーステーション 大阪市西成区橘三丁目13番5号 ③平成30年2月28日 ④介護予防訪問介護
- ①オリンピアライフ株式会社 ②ライフケアサービス 大阪市生野区生野西三丁目12番12号 コウシンビル2階 ③平成30年2月16日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社MYM ②エクボ介護ステーション 大阪市浪速区恵美須西一丁目3番8号 三宝ビル1階 ③平成30年2月28日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社月光園 ②月光園の湯whitestar 大阪市港区田中一丁目5番28号 ③平成30年2月28日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社月光園 ②アジアリゾートスパ月光園 大阪市淀川区東三国四丁目14番28号 グランソシエ東三国1階 ③平成30年2月28日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社ミクスル ②おひさまデイ倶楽部 大阪市福島区大開二丁目2番23号 ③平成30年1月31日 ④介護予防通所介護
- ①有限会社ハミングバード ②デイサービスくるみの木 大阪市東淀川区瑞光四丁目12番32号 ③平成30年2月28日 ④介護予防型通所介護
- ①株式会社ジャパンメディケアネット ②北田辺なごみデイサービス 大阪市東住吉区北田辺五丁目8番3号 ③平成30年2月28日 ④介護予防型通所介護
- ①医療法人正正会 ②デイサービスセンター椿 大阪市都島区東野田町五丁目3番1号 高齢者タワーやかた1階 ③平成30年1月15日 ④介護予防型通所介護
- ①株式会社N・フィールド ②訪問看護ステーションデューン北大阪 大阪市東淀川区淡路四丁目20番39号 山神ビル2階 ③平成30年2月28日 ④介護予防居宅療養管理指導

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第430号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の規定により、第一号事業を行う指定事業者として指定したので、大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第15条の規定により公示する。

平成30年3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サー

ビスの種類

- ①株式会社双泉メディカルケア ②あくとかケア大正 大阪市大正区平尾三丁目24番8号 ③平成30年3月1日 ④介護予防型訪問サービス
- ①株式会社Tsカンパニー ②ケアセンターどん介護 大阪市西成区岸里一丁目3番10号 ③平成30年3月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①株式会社栄帰 ②栄帰ヘルパーステーション 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田一丁目8番9号 ③平成30年3月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①株式会社アセント ②メープル 大阪府藤井寺市道明寺六丁目16番17号 ③平成30年3月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①合同会社シゲマリ ②ヘルパーステーションシゲマリ 大阪市西成区出城一丁目4番23-303号 Y Aコート出城公園 3階 ③平成30年3月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①株式会社シーヒューマン ②ケアセンターセリシール 大阪市中央区高津一丁目10番12号 ③平成30年3月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①株式会社グッドライフケア大阪 ②グッドライフケア訪問介護大阪北 大阪市北区紅梅町1番6号 カザリーノビル6階 ③平成30年3月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①株式会社グッドライフケア大阪 ②グッドライフケア訪問介護大阪福島 大阪市福島区玉川一丁目8番10号 U Gビル3階 ③平成30年3月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①株式会社グッドライフケア大阪 ②グッドライフケア訪問介護大阪西 大阪市西区南堀江四丁目17番18号 原田ビルディング310号室 ③平成30年3月1日
- ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①株式会社グッドライフケア大阪 ②グッドライフケア訪問介護大阪中央 大阪市中央区南船場三丁目3番5号 O K Tビル5階 ③平成30年3月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①合同会社M－a i r e ②ラマナ住吉 大阪市住吉区万代五丁目15番12号 ③平成30年3月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①株式会社ニーズ ②パスエル訪問介護ステーション 大阪市中央区谷町二丁目3番2号 森居幸ビル4階 ③平成30年3月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①株式会社新和 ②なごみ介護サービス 大阪市西成区玉出中一丁目2番9号 ③平成30年3月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス
- ①有限会社朝日ウッド ②訪問介護げんきな郷 大阪市西淀川区佃三丁目14番20号 ③平成30年3月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社ハート介護サービス ②ハート介護サービス鶴見 大阪市鶴見区今津南一丁目5番30号 グランドメゾン放出1F ③平成30年3月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社リクリエイト ②絆24十三 大阪市淀川区十三東四丁目4番2号 十三シルクルーム2番館1階 ③平成30年3月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①有限会社ほたるケアサービス ②ケアギビングほたる 大阪市浪速区恵美須西一丁目5番3号 小沢マンション102号室 ③平成30年3月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①有限会社ジョイライフ ②介護センタージョイライフつるみ 大阪市鶴見区緑一丁目5番7号 カナザワ緑ビル5階 ③平成30年3月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①合同会社F l o w e r ②ケアステーションはなはな 大阪府吹田市内本町二丁目6番13-101号 アイワステーションビルⅡ号館 ③平成30年3月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①合同会社花きりん ②訪問介護花きりん 大阪府枚方市宮之阪五丁目3番5号 ③平成30年3月1日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①翔家ライフサービス株式会社 ②レコードブック天王寺 大阪市天王寺区堀越町1番18号 ③平成30年3月1日 ④介護予防型通所サービス

①医療法人真芳会 ②医療法人真芳会夕陽ヶ丘いきいきデイサービス 大阪市天王寺区上汐六丁目3番11号 山本ビル1F ③平成30年3月1日 ④介護予防型通所サービス

①株式会社マイルド ②北田辺なごみデイサービス 大阪市東住吉区北田辺五丁目8番3号 ③平成30年3月1日 ④介護予防型通所サービス

①有限会社ハートフル・エミ ②月光園の湯w h i t e s t a r 大阪市港区田中一丁目5番28号 ③平成30年3月1日 ④介護予防型通所サービス

①株式会社NSオリーブ ②らいふデイサービスセンター 大阪市西成区旭三丁目4番14号 ③平成30年3月1日 ④介護予防型通所サービス

①有限会社中野みか ②中野みかデイサービスセンターⅡ 大阪市平野区平野上町一丁目1番8号 ③平成30年3月1日 ④介護予防型通所サービス・短時間型通所サービス

①株式会社L u c k y S t a r ②ほし 大阪市平野区平野本町四丁目7番27号 ③平成30年3月1日 ④介護予防型通所サービス・短時間型通所サービス

①株式会社ビーナス ②ビーナスプラスくるみの木 大阪市東淀川区瑞光四丁目12番32号 ③平成30年3月1日 ④介護予防型通所サービス・短時間型通所サービス

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第431号

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく第一号事業の廃止の届出があったので、大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第15条の規定により公示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①ヒューマンライフケア株式会社 ②ヒューマンライフケアよどがわ 大阪市淀川区西中島一丁目9番28号 ③平成30年1月31日 ④介護予防型訪問サービス

①株式会社アンジュ ②はんどべる 大阪市旭区千林二丁目14番23号 ロイヤルシティ第1ビルT107号室 ③平成30年2月28日 ④介護予防型訪問サービス

①特定非営利活動法人優遊 ②サポート優遊 大阪市住吉区苅田七丁目5番9号 ③平成30年2月28日 ④介護予防型訪問サービス

①株式会社ログ ②生活援助型平野丸 大阪市平野区平野本町四丁目7番27号 ③平成30年2月28日 ④生活援助型訪問サービス

①オリンピアライフ株式会社 ②ライフケアサービス 大阪市生野区生野西三丁目12番12号 コウシンビル2階 ③平成30年2月16日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①クローバー合同会社 ②クローバーの家 大阪市城東区今福西五丁目4番19号 丸武ビル1階 ③平成29年12月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①スターマインド株式会社 ②ライフイズケア堺筋本町 大阪市中央区材木町1番6号 第12新興ビル502号室 ③平成30年2月28日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社MYM ②エクボ介護ステーション 大阪市浪速区恵美須西一丁目3番8号 三宝ビル1階 ③平成30年2月28日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社アイエナジー ②アイエナジー生野 大阪市生野区田島三丁目2番30号 KOTOBUKIビル1F ③平成29年12月31日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社アンビション ②ケアクラブ松 大阪市西成区松一丁目4番28号 ③平成30年2月28日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社セカンド・ライフ ②セカンド・ライフ 大阪市東住吉区住道矢田一丁目5番4号 ③平成30年2月28日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社チームコンセプト ②介護センターあおい 大阪市鶴見区鶴見4丁

目 1 番 6 号 サンハイム長島101号室 ③平成30年 2 月 28 日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社もみじ ②もみじヘルパーステーション 大阪市西成区橘三丁目13番 5 号 ③平成30年 2 月 28 日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①株式会社ヤマモト介護サービス ②ヤマモト介護サービス萩茶 大阪市西成区萩之茶屋一丁目13番12号 ③平成30年 2 月 28 日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①有限会社ファストケア ②ファストケアサービス 大阪市生野区新今里一丁目20番 2 号 ③平成29年10月 1 日 ④介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス

①医療法人正正会 ②デイサービスセンター椿 大阪市都島区東野田町五丁目 3 番 1 号 高齢者タワーやかた 1 階 ③平成30年 1 月 15 日 ④介護予防型通所サービス

①株式会社K A E L U ②アイフィット淀川 大阪市淀川区十三東一丁目17番 6 号 ③平成29年 4 月 30 日 ④介護予防型通所サービス

①株式会社ジャパンメディケアネット ②北田辺なごみデイサービス 大阪市東住吉区北田辺五丁目 8 番 3 号 ③平成30年 2 月 28 日 ④介護予防型通所サービス

①株式会社ミクスル ②おひさまデイ倶楽部 大阪市福島区大開二丁目 2 番 23 号 ③平成30年 1 月 31 日 ④介護予防型通所サービス

①株式会社月光園 ②月光園の湯white star 大阪市港区田中一丁目 5 番 28 号 ③平成30年 2 月 28 日 ④介護予防型通所サービス・短時間型通所サービス

①株式会社月光園 ②アジアリゾートスパ月光園 大阪市淀川区東三国四丁目14番 28 号 グランソシエ東三国 1 階 ③平成30年 2 月 28 日 ④介護予防型通所サービス・短時間型通所サービス

①株式会社元気 ②すまいる元気機能訓練特化型デイサービス 大阪府八尾市南太子堂四丁目 2 番 41 号 ③平成30年 3 月 31 日 ④介護予防型通所サービス・短時間型通所サービス

①有限会社ハミングバード ②デイサービスくるみの木 大阪市東淀川区瑞光四丁目12番 32 号 ③平成30年 2 月 28 日 ④介護予防型通所サービス・短時間型通所サービス

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第432号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①医師名 ②医療機関名称 ③所在地 ④担当する障がいの種類 ⑤指定年月日

①埜村 真也 ②大野記念病院 ③西区南堀江 1-26-10 ④ぼうこう又は直腸機能障がい ⑤平成30年 3 月 1 日

①坂口 学 ②大阪急性期・総合医療センター ③住吉区万代東 3-1-56 ④音声・言語・そしゃく機能障がい ⑤平成30年 3 月 1 日

①毛利 年一 ②日生病院 ③西区立売堀 6-3-8 ④肢体不自由 ⑤平成30年 3 月 1 日

①北 圭介 ②大阪病院 ③福島区福島 4-2-78 ④肢体不自由 ⑤平成30年 3 月 1 日

①坂浦 博伸 ②大阪病院 ③福島区福島 4-2-78 ④肢体不自由 ⑤平成30年 3 月 1 日

①西本 竜史 ②大阪病院 ③福島区福島 4-2-78 ④肢体不自由 ⑤平成30年 3 月 1 日

①大西 裕之 ②大阪赤十字病院 ③天王寺区筆ヶ崎町 5-30 ④ぼうこう又は直腸機能障がい ⑤平成30年 3 月 1 日

①五藤 和樹 ②大阪病院 ③福島区福島 4-2-78 ④肢体不自由 ⑤平成30年 3 月 1 日

①櫻井 真由美 ②寿楽会クリニック ③天王寺区大道 4-1-11 ④じん臓機能障がい ⑤平成30年 3 月 1 日

①梶本 佐知子 ②多根脳神経リハビリテーション病院 ③港区南市岡 1-1-45 ④肢体不自由、平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい ⑤平成30年 3 月 1 日

①吉谷 信 ②大阪暁明館病院 ③此花区西九条 5-4-8 ④呼吸器機能障がい ⑤平成30年 3 月 1 日

①中川 智哉 ②切通眼科 ③東成区東中本 1-15-23 ④視覚障がい ⑤平成30年 3 月 1 日

①形部 憲 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町 1-5-7 ④ぼうこう又は直腸機能障がい ⑤平成30年 3 月 1 日

①田中 聡司 ②大阪医療センター ③中央区法円坂 2-1-14 ④小腸機能障がい、肝臓機能障がい ⑤平成30年 3 月 1 日

①岩田 真一 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町 1-5-7 ④心臓機能障がい ⑤平成30年 3 月 1 日

①今井 修 ②住吉民主診療所 ③住吉区沢之町 1-3-16 ④肢体不自由 ⑤平成30年 2 月 1 日

(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課)



大阪市告示第433号

次のとおり落札者等について公示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

【掲載順序】

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日）④落札者（随意契約の場合は契約相手方）⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額）⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎健康局総務部経理課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①乾燥BCGワクチン（経皮用）概算買入・約21,770箱・買入 ②一般 ③平成30年 3月 8日 ④一般財団法人大阪府結核予防会 大阪市中央区道修町4丁目6番5号 ⑤64,221,500円 ⑥平成30年 1月 5日

（健康局総務部経理課）

**大阪市告示第434号**

次のとおり落札者等について公示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎消防局総務部総務課（大阪市西区九条南1丁目12番54号）

①応急手当普及啓発業務委託 長期継続 一式 ②一般 ③30. 2. 6 ④（一財）大阪消防振興協会 大阪府大阪市西区江戸堀1丁目24番18号 ⑤185,550,000円 ⑥29. 10. 6

①消防局（人事課）ほか6か所乾式デジタル複合機 長期借入（単価契約）7台 ②一般 ③30. 2. 23 ④富士ゼロックス（株） 大阪府大阪市中央区瓦町3丁目6番5号 ⑤50円 ⑥30. 1. 12

①北消防署ほか13か所乾式デジタル複合機 長期借入（単価契約）15台 ②一般 ③30. 2. 23 ④椿本商事（株） 大阪府大阪市浪速区難波中2丁目6番6号 ⑤62円 ⑥30. 1. 12

①消防局（総務課）ほか1か所カラーデジタル複合機 長期借入（単価契約）

2 台 ②一般 ③30. 2. 23 ④富士ゼロックス（株） 大阪府大阪市中央区瓦町 3 丁目 6 番 5 号 ⑤467,800 円 ⑥30. 1. 12
(消防局総務部総務課)

大阪市告示第435号

次のとおり落札者等について公示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎教育委員会事務局総務部総務課（大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪役所 3 階）

①小松小学校仮設校舎一式 借入 ②一般 ③30. 1. 23 ④東海リース（株）大阪支店 大阪市北区天神橋 2 丁目北 2 番 6 号 ⑤61,776,000 円 ⑥29. 11. 17

(教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市告示第436号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の 2 に基づく胃、大腸、肺がん検診の使用料の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 委託期間

平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31日まで

2 委託先

メディフロントミズノクリニック

院長 水野 直人

(健康局健康推進部健康づくり課)

大阪市告示第437号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく乳がん検診の使用料の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 委託期間

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

2 委託先

一般財団法人 大阪市環境保健協会
理事長 檜垣 洋次

（健康局健康推進部健康づくり課）

**大阪市告示第438号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項に基づく登録及び鑑札交付手数料並びに第5条第2項に基づく注射済票交付手数料の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 委託期間

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

2 委託先**(1) 有限会社有北**

代表取締役 有北 真明

(2) マハナ動物病院

阪本 優子

(3) 株式会社こてつ動物病院

代表取締役 櫻井 健博

(4) モモ動物病院

堀内 幸作

(5) 特定非営利活動法人動物愛護団体ANGELS

理事長 林 俊彦

(6) ノース動物病院

北村 和夫

- (7) フジタコーポレーション株式会社
代表取締役 藤田 広己
- (8) 有限会社新歩一動物病院
代表取締役 新歩一 勝也
- (9) もへい動物病院
内田 茂平
- (10) 株式会社 日本生物科学研究所
代表取締役 東 健一郎
- (11) フレックス動物病院
會田 裕子
- (12) 上本町どうぶつ病院株式会社
代表取締役 中西 崇之
- (13) アポロきしのさと動物病院
宗方 秀樹
- (14) しろきた動物病院
谷本 喬
- (15) 株式会社淀川中央動物病院
代表取締役 菅木 佑始
- (16) 共進商事株式会社
代表取締役 細川 俊雄
- (17) abikoゆうざくら動物病院
池 幸子
- (18) 株式会社アルファルファ
代表取締役 大谷 育子
- (19) アリス動物病院
石川 裕子
- (20) 株式会社JMAH
代表取締役 中野 弘貴
- (21) 合同会社シノベッツ
代表社員 篠部 義信
- (22) 磯部犬猫病院
磯部 弘
- (23) 株式会社大冬希
代表取締役 北井 正志
- (24) 公益社団法人大阪市獣医師会
会長 吉内 龍策
- (25) 株式会社西長堀動物病院
代表取締役 三谷 秀和
- (26) 天神橋バンビの森どうぶつ病院
山下 佳那恵

- (27) 有限会社大山動物病院
代表取締役 大山 純治
- (28) 有限会社エスケイシステム
代表取締役 小林 周之
- (29) あびこ動物病院株式会社
代表取締役 佐藤 俊一
- (30) 株式会社MDK
代表取締役 近藤 健
- (31) 有限会社すみれ
代表取締役 小川 隆弘
- (32) 株式会社シオ動物病院
代表取締役 塩川 貴稔
- (33) みどり動物病院
崎岡 宣倫
- (34) 株式会社オフィスピースワン
代表取締役 宮川 隆博

(健康局健康推進部生活衛生課)

大阪市告示第439号

平成25年大阪市告示第380号（大阪市旅館業法の施行等に関する条例第8条第1項第6号に該当する施設の指定）の一部を、次のように改正する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

本文中「大阪市子育ていろいろ相談センター」を「大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館」に、「西区北堀江4丁目2番9号」を「此花区西九条6丁目1番20号」に改める。

(健康局健康推進部生活衛生課)

大阪市告示第440号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、精神科一次救急診療における歳入の徴収の事務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 委託期間

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

2 委託先

公益社団法人 大阪精神科診療所協会

会長 堤 俊仁

(健康局健康推進部こころの健康センター)



大阪市告示第441号

大阪市立こども文化センターについては、大阪市立こども文化センター条例（昭和53年大阪市条例第58号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり大阪市立男女共同参画センター西部館の施設内におけるこども文化センター事業の実施を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

事業名	実施日	実施時間帯	事業を行う大阪市立 男女共同参画 センター西部館の施設
こども劇場“赤ちゃんと一緒に”シリーズ 映画 「チャギントン」 （準備）	4 月 11 日	13 : 00～21 : 30	展示ギャラリー
こども劇場“赤ちゃんと一緒に”シリーズ 映画 「チャギントン」	4 月 12 日	9 : 00～12 : 00	展示ギャラリー・保育室
こども広場 4 月	4 月 15 日	9 : 00～12 : 00	多目的室
こども詩の会	4 月 21 日	13 : 00～17 : 00	研修室
こども劇場 映画 「アニー」 （準備）	4 月 21 日	13 : 00～21 : 30	展示ギャラリー
こども劇場 映画 「アニー」	4 月 22 日	9 : 00～17 : 00	展示ギャラリー・保育室
こども劇場 映画 「となりのトトロ」 （準備）	4 月 4 日	13 : 00～21 : 30	展示ギャラリー
こども劇場 映画 「となりのトトロ」	5 月 5 日	9 : 00～17 : 00	展示ギャラリー・保育室
ブラスバンド教室 講師打合せ会	5 月 12 日	13 : 00～17 : 00	クラフト調理室

こども広場 5 月	5 月 13 日	9 : 00～12 : 00	多目的室
こども詩の会	5 月 19 日	13 : 00～17 : 00	研修室
こども劇場 音楽 「みんなでうきう き！こどものため のコンサート」（準 備）	5 月 19 日	13 : 00～17 : 00	展示ギャラリー
こども劇場 音楽 「みんなでうきう き！こどものため のコンサート」	5 月 20 日	9 : 00～17 : 00	展示ギャラリー・クラ フト調理室・保育室
ブラスバンド教室 説明会	5 月 26 日	13 : 00～17 : 00	多目的室
こども広場 6 月	6 月 2 日	9 : 00～12 : 00	多目的室
大阪府中学校春季 総合体育大会 ダン スの部（リハーサ ル）	6 月 2 日	9 : 00～21 : 30	展示ギャラリー
大阪府中学校春季 総合体育大会 ダン スの部	6 月 3 日	9 : 00～17 : 00	研修室・会議室・多目 的室・展示ギャラリー
こども芸術劇場 演劇「学校うさぎを つかまえろ」（準備）	6 月 6 日	9 : 00～21 : 30	展示ギャラリー
こども芸術劇場 演劇「学校うさぎを つかまえろ」	6 月 7 日	9 : 00～21 : 30	展示ギャラリー
こども芸術劇場 演劇「学校うさぎを つかまえろ」	6 月 8 日	9 : 00～21 : 30	展示ギャラリー
こども劇場 演劇「学校うさぎを つかまえろ」	6 月 9 日	9 : 00～17 : 00	展示ギャラリー・クラ フト調理室
こども詩の会	6 月 15 日	13 : 00～17 : 00	研修室
ブラスバンド教室	6 月 15 日	13 : 00～17 : 00	会議室・多目的室・ク ラフト調理室・保育室
こども劇場“赤ちゃ んと一緒に”シリー ズ 映画 「リトル・	6 月 20 日	13 : 00～21 : 30	展示ギャラリー

アインシュタイン」 (準備)			
こども劇場“赤ちゃんと一緒に”シリーズ 映画「リトル・アインシュタイン」	6月21日	9:00～12:00	展示ギャラリー・保育室
ブラスバンド教室	6月23日	13:00～17:00	研修室・会議室・多目的室・クラフト調理室・保育室

(こども青少年局企画部青少年課)



大阪市告示第442号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、歳入の徴収又は収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成30年 3月30日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	受託者	委託事務内容	委託期間
大阪市設 泉南メモリアルパーク	泉南メモリアル パーク管理グル ープ （代表者） 大阪府石材事業 協同組合 代表理事 本山 茂	使用料又は手数 料の徴収又は収 納に関する事務	平成30年 4 月 1 日から平成 31年 3 月31日 まで
大阪市設瓜破霊園 大阪市設服部霊園 大阪市設北霊園 大阪市設南霊園 大阪市立服部納骨堂	一般財団法人 環境事業協会 理事長 高木 亨		
大阪市設住吉霊園 大阪市設千駄霊園 大阪市設平野霊園 大阪市設松原霊園 大阪市設加美霊園			

大阪市立北斎場 大阪市立鶴見斎場	北・鶴見斎苑管理 グループ (代表者) イージス・グループ 有限責任事業 組合 職務執行者 斎藤 孝宏	使用料又は手数料 の収納に関する 事務
大阪市立小林斎場 大阪市立佃斎場	おおさか斎苑管 理グループ (代表者) イージス・グループ 有限責任事業 組合 職務執行者 斎藤 孝宏	

(環境局総務部総務課)

大阪市告示第443号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第14条の規定に基づき、平成30年度大阪市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

平成30年度 大阪市一般廃棄物処理実施計画

市民の衛生的で快適な生活環境を保持するため「廃棄物の適正処理」を推進するとともに、限りある天然資源の有効利用や地球環境の保全に寄与しうる「持続可能な循環型社会」の形成をめざし、市民・事業者とともに積極的なごみ減量・リサイクルの取組を推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）に基づき本計画を定める。

第1 ごみ等

1 計画地域

大阪市全域

2 計画期間

平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31日まで

3 計画処理量

(1) ごみ

(単位：t／年)

種別	計画処理量
家庭系ごみ（主として家庭から排出されるごみ）	406,612

事業系ごみ（主として事業活動に伴って排出されるごみ）	541,402
環境系ごみ（環境美化清掃により収集されるごみ）	4,722
総量	952,736

※ 事業者等自らによる処理量は除く。

(2) 犬・猫等の死体 (単位：t／年)

種別	計画処理量
家庭で飼われていたペットの死体及び道路上のへい死動物	67

4 処理主体

(1) ごみ

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	市（直営・委託）	市（委託）・ 環境施設組合	環境施設組合
事業系ごみ	市長が許可した業者・ 排出者自ら		
環境系ごみ	市（直営・委託）		

※ 排出者の意向により、市（直営）が事業活動に伴って排出されるごみを、また、市長が許可した業者（以下「許可業者」という。）が家庭から排出されるごみを収集運搬することがある。

※ 事業者等自らによる処理を除く。

※ 環境施設組合とは、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合を表す。

(2) 犬・猫等の死体

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭で飼われていたペットの死体及び道路上のへい死動物	市（直営）	市（委託）	環境施設組合

※ 実験動物の死体等については、許可業者〔動物（実験動物及び犬等）の死体及び糞・マットに限定〕が収集運搬し、民間処理施設において処理する。

5 ごみの減量計画

(1) 2Rを優先した取組の推進

ア わかりやすい情報提供と環境教育・普及啓発

(ア) 情報提供

- ・大阪市のごみ処理の現状と課題、ごみ減量の取組の必要性、取組の成果などについて、分析に基づくデータなどを活用した分かりやす

い情報提供に努める。

- ・スマートフォンアプリなど I C T 技術を活用した効果的な情報提供に努める。
- ・ホームページによる情報提供の充実に努める。
- ・パンフレットや D V D、ごみ収集車両広報板など、各種広報媒体を活用し、情報提供に努める。

(イ) 環境教育

- ・大阪の環境の特色を踏まえて小中学校一貫した内容で毎年度編集・作成している副読本「おおさか環境科」を授業の中で活用するとともに、環境 N G O / N P O や企業等と連携し、ごみ減量、生物多様性保全、地球温暖化対策、都市環境保全など実践的な環境教育を進める。
- ・本市職員が出前授業を実施するなど学校等における環境教育への取組を支援し、ごみの減量・リサイクル、環境についての意識啓発に努める。
- ・地域において子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が学ぶことのできる環境学習を推進するため、本市職員や専門知識のある講師による学習会の開催など、「ごみ・環境問題」についての意識啓発に努める。

(ウ) 普及啓発

A 市民への普及啓発

(A) 地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリーダーの役割を担う、「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」（以下「ごみゼロリーダー」という。）や地域と連携することで、高齢者にも分かりやすい普及啓発の充実・強化に取り組む。

- ・分別排出率が低い「容器包装プラスチック」や「その他の紙」を中心とした分別収集対象品目の分け方・出し方などについて、きめ細やかな周知を行う。
- ・コミュニティ回収の実施について積極的な働きかけを行う。
- ・各区においてガレージセールを企画・運営するとともに、ガレージセール開催地域の拡大を図り、市民のリユース行動を促進する。
- ・ごみゼロリーダーとしての役割の理解をさらに深めるため、研修会の開催やごみゼロリーダーニュースの発行などによるスキルアップを図る。
- ・環境事業センターと区役所のそれぞれが持つ地域の情報の共有化を図り、災害発生時のごみの処理についての周知等、各区の実情に応じたごみゼロリーダーの活動の場を設定するなど、推進員活動の充実・拡大を通じて、これまで以上に地域

に根ざしたきめの細かい周知・啓発を実施する。

- (B) 環境事業センターによる普及啓発の強化に取り組む。
- ・マタニティウェア・ベビー服・子ども服（以下「マタニティウェア等」という。）の回収及び展示・提供を行い、市民のリユース行動を促進する。
 - ・環境事業センター・区役所等の公共施設内に「ごみ減量・3R啓発相談コーナー」を設置し、パネルやDVDなど各種広報媒体を活用した啓発、ごみに関する相談、マタニティウェア等の展示・提供等の啓発を行う。
 - ・分別排出に対する市民意識の向上と分別ルール徹底を図るための啓発・指導など、地域や対象者の状況に即したごみ減量の働きかけ等を実施する。
- (C) ごみ減量について考え、実践につなげるための講演会や、リサイクル教室等を開催する。
- (D) 10月を「ごみ減量強化月間」と設定するほか、区民まつり等地域における各種イベントの場を通じて、広く市民にごみ減量とリサイクルへの理解と協力を求める普及啓発を実施する。

B 事業者への普及啓発

- ・ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、その情報発信に努め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導に努める。
- ・業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査に基づき、業種ごとの具体的なごみ減量の効果的な取組方法について普及啓発を実施する。
- ・製造・流通・販売といった各段階での自主的なごみ減量・リサイクルと、環境に配慮した製品の生産・販売の促進などについて、事業者団体等への働きかけを行う。
- ・ごみ減量について考え、実践につなげるためのセミナーや、リサイクルの流れについての理解を深めていただくための見学会を開催する。

イ 生ごみの減量

(ア) 家庭から排出される生ごみの減量

- A 生ごみの発生・排出抑制の取組を進めるため、生ごみの「3きり」（食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、排出時の「水きり」）運動を推進する。
- ・手つかず食品や食べ残しといったいわゆる「食品ロス」の実態を周知することにより、“もったいない”意識の醸成を図り、実践行動につなげるための効果的な普及啓発を実施する。
 - ・計画的な食材の購入や保管・調理の工夫等についての普及啓発を実施することにより、食材の「使いきり」の促進を図る。

- ・エコクッキング教室の開催など、残った料理を食べきる工夫等についての普及啓発を実施することにより、料理の「食べきり」の促進を図る。
- ・賞味期限についての正しい理解を促進すること等により、食材の「使いきり」や食品の「食べきり」の促進を図る。
- ・食材を捨てる前に乾かす工夫や、絞って水を切る方法等についての普及啓発を実施することにより、生ごみの「水きり」の徹底を図る。

B 生ごみの「3きり」運動の展開にあたっては、食育や食品衛生等の関係行政と連携した取組を進める。

C 生ごみの堆肥化については、家庭菜園利用者等堆肥の利用が可能な市民への情報提供等について取組を進める。

(イ) 事業所から排出される生ごみの減量

- ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の趣旨や内容の普及啓発に努め、民間施設での資源化など、食品関連事業者等の自主的・主体的な取組を促進し、事業所から排出される生ごみの減量を進める。

なお、魚あらについては、引き続き大阪府魚腸骨処理対策協議会を通じ、民間施設で資源化に努める。

- ・特定建築物における食品関連事業者や、業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査において生ごみの組成割合が多い業種など、食品廃棄物を多量に排出する事業者に対し、個別の啓発・指導を実施することにより、生ごみの発生抑制とリサイクルルートへの誘導を図る。
- ・食品関連事業者などの業界団体等に対し、食品ロスの削減など生ごみの発生抑制に向けた働きかけを行う。
- ・外食における食べ残しを削減することにより、飲食店等における生ごみの発生抑制を図るため、「大阪市食べ残しゼロ推進店」を募集・登録し、ホームページなどでPRする。
- ・大阪市における食品関連事業者の生ごみリサイクルの実態把握に努めるとともに、リサイクルの促進に向けた調査・研究を進める。

(ロ) 大阪市役所における生ごみの減量

- ・学校園等本市関連施設において、生ごみの減量・リサイクルに取り組む。
- ・本市職員に対する食品ロス削減の意識向上と食べきり行動の推進を図る。

ウ 市民・事業者・行政による取組の推進

(ア) 市民・事業者・行政の連携による取組の推進

A 「大阪市におけるレジ袋削減に関する協定」を事業者・市民団体と締結するとともに、協定締結事業者・市民団体とともにマイ

バッグ持参を呼び掛ける啓発イベントを実施するなど、市民・事業者等の参加により、ごみの減量やリサイクルを身近な取組として働きかける啓発を行う。

B 持参したマイボトルに飲料を提供するサービスを行っている店舗等の情報をホームページ上で検索・表示できる地図の作成・活用など、事業者と連携したマイボトル持参運動の展開について検討する。

C 様々なNPOと連携しながら、市民・事業者の自主的なごみ減量の取組を促進する。

- ・ごみゼロリーダーと連携したガレージセールの開催や、環境事業センターによるマタニティウェア等の回収及び展示・提供により、市民のリユース行動を促進する。（再掲）
- ・繰り返し使えるリターナブルびん入り商品を選択し、適切に販売店に返却することによりリユースが促進されるよう、広く市民・事業者に普及啓発を実施する。

D 「食品ロス」の削減を進めるため外食産業の事業者団体と締結した、「食べ残しゼロの推進に関する協定」に基づき、事業者と連携した取組を推進する。

(イ) 一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置

「一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する要綱」に基づき、一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する指導及び確認等を行う。

(ウ) 大阪市役所における 3 R の推進

大阪市役所は行政活動を行う事業者でもあることから、「大阪市庁内環境管理計画」に基づき、庁内において環境に配慮した取組を推進する。また、大阪市環境基本計画推進連絡会ごみ減量推進分科会において本市各所属の取組状況を検証するとともに、「市役所事業系ごみ減量マニュアル」を活用し、本市職員の意識向上とより一層のごみ減量の推進と、資源化可能物のリサイクルに取り組む。

(2) 分別・リサイクルの推進

ア 家庭系ごみ対策

(ア) リサイクルの促進

A 資源の有効利用を促進し、ごみの減量を図る目的から、市民が自主的に活動するコミュニティ回収や資源集団回収活動を支援するとともに、環境事業センターとごみゼロリーダーが連携して、さらなる新規活動団体の立ち上げを促進する。

とりわけ、資源集団回収活動の拡大手法であるコミュニティ回収を推進し、支援制度の拡充を図りながら、行政による古紙・衣類収集からコミュニティ回収への移行の早期実現をめざす。

また、資源集団回収活動に功績のあった団体に対しては表彰を

実施する。

- B 一層のリサイクルを推進するため、市民が排出する乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計・インクカートリッジ・使用済小型家電について、拠点での回収を実施する。

また、ホームページに回収拠点を掲載し、拠点回収の推進を図る。

- C 使用済小型家電については、イベント会場での回収を実施するなど、市民のリサイクルの機会を拡充し、回収の促進を図る。

- D 家庭で使用済みとなったパーソナルコンピュータについては、使用済小型家電として拠点回収を行うとともに、拠点回収の対象（15cm×30cm以下のものに限る。）とならないものについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の趣旨に則り、製造メーカー等に引渡すよう、市民に普及啓発を行う。

(イ) 分別排出の徹底

- A ごみゼロリーダーや地域と連携した普及啓発の充実・強化や、環境事業センターによる普及啓発の強化等により、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類等の分別排出を促進する。

- B 家庭系ごみ収集における分別排出を徹底するため、分別排出ルールを守っていないごみ袋は収集せず、残置したうえで適正な分別排出を求める啓発・指導を行う。

- C 許可業者が収集しているアパート・マンションについても、資源ごみ・容器包装プラスチック・古紙・衣類の分別排出を徹底するため、アパート・マンションの所有者・管理者に分別排出の促進についての普及啓発を図る。また、許可業者に対して、アパート・マンションの分別収集を確実にを行うよう要請するとともに指導徹底を図る。

- D 市民の分別・リサイクルの意欲低下や、古紙等の売却による本市歳入の減少にもつながる古紙・衣類の持ち去り行為を防止するため、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」に基づき、古紙・衣類の持ち去り行為等を規制し、違反行為者に対しては指導等を経たうえで過料を科すほか、氏名等を公表することとしている。また、地域や業界団体との連携も図るなど、持ち去り防止等の対策に厳正に取り組む。

イ 事業系ごみ対策

(ア) 特定建築物の所有者・管理者に対する減量指導と顕彰の実施

- ・市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建築物（特定建築物）の所有者や管理者に対し「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の提出を義務付けるとともに、立入検査の実施や講習会の開催等を行う。

- ・廃棄物の減量推進・適正処理に顕著な功績をあげている特定建築物を対象に「ごみ減量優良標」を贈呈するとともに、一定期間連続して贈呈された特定建築物を対象に表彰（市長表彰・環境局長表彰）を実施する。

(イ) 事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

- ・排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分と、産業廃棄物の適正処理ルートでの処理を求める。
- ・環境施設組合が実施する焼却工場における搬入物検査において、搬入不適物が発見されれば、収集業者に排出状況等の確認、適正処理指導を行い、状況に応じて排出事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行う。
- ・排出事業者に対して、業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果を踏まえた効果的な適正処理方法の指導等を行う。

(ウ) 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

- ・事業所等から排出される紙類の資源化を促進する観点から、環境施設組合と連携して、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止する。
- ・資源化可能な紙類とは、新聞（折込広告含む）、段ボール、紙パック、雑誌類、OA 紙、シュレッダー紙、その他の紙（包装紙、菓子やティッシュの紙箱、メモ用紙、はがき、封筒、紙袋、名刺など）であり、機密書類についても含むものとする。
- ・資源化可能な紙類については、排出者自らが運搬又は法第 7 条第 1 項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集運搬する業者、もしくは排出者の委託を受けた許可業者が収集運搬し、民間資源化施設において資源化するものとする。
- ・環境施設組合が実施する焼却工場における搬入物検査において、資源化可能な紙類が発見されれば、収集業者に排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じて排出事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行う。

(エ) リサイクルルートへの誘導

- ・ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、その情報発信に努め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導に努める。（再掲）
- ・事業者から排出される古紙を無料で回収する「古紙回収協力店制度」を実施し、少量排出事業者におけるリサイクルの促進を図る。
- ・剪定枝・廃食用油・動植物性残渣について、民間施設でリサイクル可能なものの資源化を進める。

(3) 環境に配慮した適正処理と効率的な事業の推進

ア 環境に配慮した適正処理の推進

- ・ 3 R の推進により、焼却するごみを減量し、ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減に努める。
- ・ ごみ収集車両にエコカーを使用する等、ごみ処理の低公害化及び温室効果ガス排出の抑制に努める。
- ・ ごみの焼却処理事業においては、環境施設組合において、焼却余熱を利用した発電等によりエネルギーの有効活用を推進するとともに、適切な施設運営・整備を行うことにより環境に配慮した処理体制を維持するよう、環境施設組合との緊密な連携に努める。

イ ごみ処理事業の一層の効率化と安全かつ安定した体制の整備

- ・ 家庭系ごみ収集輸送業務については、ごみの適正処理の確保を前提としつつ、平成29年 6 月に策定した「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン」により平成31年度までの 3 年間で徹底した効率化や市民サービスの向上を図り、経費削減に努めるほか、大規模災害時には環境事業センターが地域におけるごみの排出状況や道路状況に応じて収集計画を策定し収集体制を調整するとともに、住民・事業者への周知を行うなど、発災後の迅速・適切なごみ収集のコントロールタワーとしての機能を果たすべく、機能強化を図る。
- ・ ごみの焼却処理事業については、ごみ処理量の推移を見極めつつ、より効率的な運転管理体制の構築と、安全かつ安定した焼却処理体制の維持のため、環境施設組合との緊密な連携に努める。
- ・ 大阪市災害廃棄物処理基本計画等に基づき、適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できる体制の構築に向け、研修・訓練を充実するとともに、国や近隣自治体、環境施設組合をはじめとする関係団体等との連携強化を図る。

ウ 3 R や適正処理の推進に係る検討

- ・ 容器包装リサイクル制度について、「拡大生産者責任」を踏まえ、市町村の役割の見直しなど、国等への働きかけを行うとともに、コストと効果のバランスを勘案したあり方について調査・研究を行う。
- ・ 事業系ごみの減量・リサイクルを促進するため、民間事業者による効率的な資源化が図られるよう、CO₂削減やリサイクル推進に資する新たな再生利用業の指定制度等の導入について研究・検討する。
- ・ 施策効果等を検証するため、ごみの組成や排出状況等の基礎調査を実施する。
- ・ 今後のごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種施策の効果検証とともに、家庭系ごみ収集の有料化やごみ処理手数料の見直し等経済的手法を用いた減量施策の導入について検討する。

6 収集運搬計画

(1) 収集量等

ア ごみ

(単位：t / 年)

種別		収集主体	収集回数	収集方法	収集量	搬入先
家庭系ごみ	普通ごみ 注 1	市（直営 又は委 託） 注 2	週 2 回	原則 各戸収集 注 3	325,962 (2,951)	環境施設組 合の焼却工 場
	資源ごみ		週 1 回		24,944	市の中継地
	容器包装 プラスチ ック				20,434	市の中継施 設
	古紙・衣 類				週 1 回	20,619
	粗大ごみ	市（委託）	申込の都 度		14,510	環境施設組 合の焼却工 場又は破砕 設備
	乾電池・ 蛍光灯 管・水銀 体温計・ 水銀血圧 計・水銀 温度計・ インクカ ートリッ ジ・マタ ニティウ ェア等・ 使用済小 型家電	市（直営）	随時	拠点回収	143	民間資源化 施設
小計 （A）					406,612	
事業系ごみ	業者ごみ	許可業者	許可業者 との契約 に基づく	許可業者 との契約 に基づく	531,100	環境施設組 合の焼却工 場又は破砕 設備
	資源ごみ 注 4				1,520	環境施設組 合の焼却工 場内のコン テナ又は市 の中継地
	容器包装				102	環境施設組

	プラスチック 注 4					合の焼却工 場内のコン テナ又は市 の中継施設
	持込ごみ 注 5	排出者	申込の都 度	排出者自 らが運搬	8,680	環境施設組 合の焼却工 場又は破碎 設備
小計 (B)					541,402	
環境系ごみ	道路清掃 ごみ	市(委託 又は直 営)	一定の計 画に基づ き実施	—	1,318	環境施設組 合の焼却工 場又は破碎 設備
	不法投棄 ごみ 注 6	市(直営)	必要に応 じて実施		3,301	
	河川清掃 ごみ	市(委託)	一定の計 画に基づ き実施		103	
小計 (C)					4,722	
計 〔総収集量 (A + B + C) 〕					952,736	

注 1 : 街頭ごみ容器ごみを含む。() は、管路輸送によるごみ量で内数。

注 2 : 北区・都島区においては、民間委託により実施する。

また、西区・港区・大正区においては、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類収集を民間委託により実施する。

注 3 : 集合住宅などで保管施設を有する施設の収集や、収集車両が通行できない道路であるなどの状況により、上記以外の収集方法とすることがある。

注 4 : 許可業者が収集運搬するアパート・マンションから排出される資源ごみ・容器包装プラスチックを示す。

注 5 : 臨時ごみを含む。

注 6 : 市民協力によるボランティア清掃ごみを含む。

イ 犬・猫等の死体

(単位: t / 年)

種別	収集主体	回数	収集量	搬入先
家庭で飼われていた ペットの死体及び道 路上のへい死動物	市(直営)	申込み又は 通報の都度	67	民間処理施 設

(2) 市が計画収集するごみ及び排出方法等

ア ごみを出すときは、次によること。

(ア) 市の定める収集日・分別区分・排出方法等に基づき排出すること。

- (イ) 定められた収集日の午前9時までに排出すること。
- (ウ) ごみ袋での排出にあたっては、「中身の見えるごみ袋」を使用すること。
- (エ) ごみ袋は、片手で持ち上げられる程度の重さにして、口をしっかりと閉じること。

イ 普通ごみ

台所ごみ、せともの等のほか、最大の辺又は径が30cm以内のもの、あるいは棒状で1 m以内のもので、分別収集対象品目以外のごみとする。

〔排出するときの注意〕

- (ア) 台所ごみは水分をよく切ること。
- (イ) 食用油は、紙又は布類にしみ込ませるか、固めてから排出すること。
- (ウ) 竹串・ガラスの破片・カミソリの刃などは、厚紙などに包んでから袋に入れ、袋に「キケン」と表示して排出すること。
- (エ) マッチ・花火・ライターなどは、使いきり、火の気のあるものは完全に消してから排出すること。
- (オ) 紙おむつなどは、汚物を取り除き、臭気が漏れないようにポリ袋に入れてから、ごみ袋に入れて排出すること。
- (カ) 乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計・マタニティウェア等・使用済小型家電は、できる限り拠点回収に排出すること。
- (キ) 引越しに伴うごみや大掃除などで一時的に多量に出るごみは、「粗大ごみ」として排出すること。

ウ 分別収集対象品目

(ア) 資源ごみ

〔対象品目〕

A 空き缶

飲料水・食料品・日用品などの金属製の空き缶で一斗缶以下の大きさのもの。ただし、有害な薬品や塗料の入った缶を除く。

B 空きびん

飲料水・食料品・日用品などのガラス製の空きびんで、一升びん以下の大きさのもの。ただし、有害な薬品や塗料の入ったびんを除く。

C ペットボトル

しょうゆ・飲料用・酒類などのペットボトルでラベルなどの部分に  の表示があるもの。

D 金属製の生活用品

なべ・灰皿・アルミ箔などの金属製の生活用品で直径又は最大の辺が30cm以下の大きさのもの。棒状のものは1 m以下のもの。

ただし、ホーロー製品・包丁やはさみ、千枚通し等の鋭利なもの・鉄線や銅線など線状のもの・家電製品は除く。

〔排出するときの注意〕

- A 空き缶・空きびん・ペットボトルは、中身を出して、さっと水洗いしてから排出すること。
- B 空きびん・ペットボトルについているキャップは、外して排出すること。外したキャップは、プラスチック製のものは容器包装プラスチックに、金属製のものは資源ごみに排出すること。
- C ペットボトルのラベルは、外して排出すること。外したラベルは、容器包装プラスチックに排出すること。
- D 空き缶・ペットボトルは、できるだけつぶして排出すること。
- E スプレー缶・カセットボンベ類は、必ず使いきり、穴をあけずに、他の対象品目とは別の袋に入れて排出すること。
- F 対象品目は、まとめて一つのごみ袋に入れて排出すること。
(スプレー缶・カセットボンベ類は別の袋に入れて排出すること。)
- G 対象品目以外のものを混入させないこと。

(イ) 容器包装プラスチック

〔対象品目〕

商品を入れたり包んだりしているプラスチック製の容器や包装で、その商品を取り出したり使ったりして中身の商品と分離した後、不要となるもの。ただし、ペットボトルを除く。なお、容器包装プラスチックには  マークが表示されている。

〔対象品目の例〕

ボトル・カップ・パック類、袋・ラップ・トレイ（皿型容器）類、チューブ類などのプラスチック製の容器や包装。

〔排出するときの注意〕

- A 中身を使いきって、汚れのついたものはさっと水洗いしてから排出すること。
- B 中身や汚れが取れないものは、「普通ごみ」に排出すること。
- C ボトル類やチューブ類のキャップやふたは、外してから一緒に排出すること。
- D 容器包装プラスチックに貼ってある紙製のラベルやシールは、簡単に取れるものは取ってから排出すること。簡単に取れないものはそのまま排出すること。
- E 対象品目以外のものを混入させないこと。
- F 飲料パックのストローや、弁当のスプーン、洗剤の計量スプーンなど、商品の付属品であるプラスチック製品は、「普通ごみ」に排出すること。
- G ボールペンや、歯ブラシ、洗面器など、商品そのものであるプラスチック製品は、「普通ごみ」に排出すること。

(ウ) 古紙・衣類

〔対象品目及び排出方法〕

A 新聞・折込チラシ

片手で持ち上げられる程度の量までを4つ折りし、ひもで束ねて排出すること。または、新聞販売店で配布されている透明もしくは半透明の新聞回収袋で排出すること。

B 段ボール

粘着テープ・カーボン紙（宅配伝票等）をはがし、折りたたんで10枚程度までをひもで束ねて排出すること。簡単に取れない金属製の留め具はそのまま排出すること。ただし、アルミコーティングやワックス加工された段ボールは除く。

C 紙パック

マークのあるものを、水洗いして、切り開き、乾燥させてから、ひもで束ねるか、ごみ袋に入れて排出すること。ただし、内側がアルミコーティングされた紙パックは除く。

D 雑誌

週刊誌・専門誌・漫画本・単行本・カタログ・教科書・パンフレット・辞典などで、付録やビニール製・布製の表紙など紙以外の部分を取り除き、片手で持ち上げられる程度の量までを、ひもで束ねて排出すること。雑誌をとじている留め具はそのまま排出すること。

E その他の紙

紙箱・紙袋・包装紙・ダイレクトメール・コピー用紙・メモ用紙・封筒・はがきなどを、ひもで束ねるか、ごみ袋に入れて排出すること。シュレッターした紙はごみ袋に入れて排出すること。ただし、製紙原料として再生できない次の対象外のものは除く。

【対象外のもの】

- (A) 油や食べ物の残りかすが付着した紙
- (B) 紙おむつ
- (C) ティッシュペーパー等の衛生紙
- (D) 防水加工された紙
- (E) においのついた紙（洗剤や線香の紙箱、石鹼の包装紙など）
- (F) 圧着はがき
- (G) 写真、写真プリント用紙
- (H) カーボン紙、ノンカーボン紙（宅配伝票など）
- (I) 感熱紙（ファックス用紙、レシートなど）
- (J) 銀紙
- (K) 捺染紙（アイロンプリント紙など）
- (L) 感熱発泡紙（点字などに使用する加熱すると盛り上がる紙）

F 衣類

ジャケット・シャツ・ズボン・セーター・スカート・ジーンズ・コートなどを、洗濯し、乾かしてから袋に入れ、雨などで衣類がぬれないよう袋の口をしっかりと閉じて排出すること。ただし、次の衣類を除く。

【対象外のもの】

- (A) 作業服
- (B) 革製衣類
- (C) ビニール製のもの
- (D) ダウンジャケット
- (E) 綿（わた）入りのもの
- (F) 衣類以外のもの（タオル・シーツ・カーテンなど）

〔排出するときの注意〕

- A 対象品目以外のものを混入させないこと。
- B 引越しに伴うごみや大掃除などで一時的に多量に出る古紙は、「粗大ごみ」では収集しないことから、再生資源事業者に収集を依頼すること。
- C 対象外のものは「普通ごみ」に排出すること。また、汚れたものについては、品目に関わらず対象外のため「普通ごみ」に排出すること。

(エ) 粗大ごみ

家庭の日常生活から排出されるごみで、最大の辺又は径が30cmを超えるものあるいは棒状で1mを超えるもの、また、家庭の引越しや大掃除等で一時的に大量に出されるごみとする。

〔排出方法〕

- A 排出にあたっては、粗大ごみ収集受付センター（以下「受付センター」という。）等に申し込み、品目ごとに必要な粗大ごみ処理手数料、受付番号、収集日、排出場所を確認すること。
- B 受付センターで確認した粗大ごみ処理手数料を、粗大ごみ処理手数料券（以下「手数料券」という。）の取扱店で納付し、手数料券の交付を受けること。
- C 手数料券（シールになっている）に受付番号又は氏名を記入し、1品目ごとによく見えところに貼り付けること。
- D 受付センターが指定した収集日の午前9時まで、受付センターが指定した場所に排出すること。
- E 収集が終わるまで、手数料券の「購入者控（領収書）」を保管すること。

〔排出するときの注意〕

- A 寝具類等は、かさばらないようにひも等でくくって排出すること。
- B 石油ストーブは、灯油と電池を抜き取ってから排出すること。

C 受付センターから指示がある品目は、あらかじめ解体してから排出すること。

D パーソナルコンピュータについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の趣旨に則り、製造メーカー等に引渡すこと。

【対象外のもの】

(A) 事業活動に伴って排出される粗大ごみ

(B) 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が定めるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の法対象品目

エ ごみの管路輸送（空気輸送）
所定の方法による。

オ 拠点回収により市が随時収集するもの

次のものを回収する拠点を公共施設等に設置し、回収を行う。

(ア) 乾電池

アルカリ・マンガンの筒型乾電池とする。ボタン電池・充電式電池は除く。

(イ) 蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計

直管蛍光灯管・環型蛍光灯管・ボール型蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計とする。電球・グロー球・LED電球・デジタル体温計・デジタル血圧計・デジタル温度計は除く。破損防止のため、紙箱や紙筒に入れるか、新聞紙等に包んで排出する。

(ウ) インクカートリッジ

家庭用インクジェットプリンター用のインクカートリッジとする。

(エ) マタニティウェア・ベビー服・子ども服

洗濯をして乾かしたものとする。汚れによりリユースに向かないものは除く。

(オ) 使用済小型家電

回収ボックスの投入口（15cm×30cm）に入る使用済小型家電とする。

(3) 許可業者による収集運搬

法第7条の規定により市長が許可した「一般廃棄物収集運搬業許可業者」は、事業系一般廃棄物の収集運搬並びに一部の家庭系ごみの収集運搬を行う。なお、許可業者収集に排出するごみ袋については、「中身の見えるごみ袋」の使用を指定する。

(4) ごみの排出者自らによる処理施設への搬入

ア 搬入方法

ごみの排出者自ら環境施設組合の処理施設にごみを持ち込む場合は、持ち込みを希望する日の前日までに、当該ごみを排出する場所の

区を担当する環境施設組合の処理施設に持ち込みの予約を行ったうえで、「廃棄物自己搬入事務取扱要項」及び「環境施設組合処理施設の受入基準」の定めに従って搬入を行う。なお、破碎対象物については、環境施設組合舞洲工場破碎設備に搬入を行う。

〔搬入するときの注意〕

- (ア) 持ち込みは1日1回1台（4トン車までに限る。）とし、ダンプ車以外の車両で持ち込む場合は、2人以上で持ち込むこと。また、ごみの飛散・落下防止のため、シートをかぶせるなどして持ち込むこと。
- (イ) 此花区及び福島区以外の区から環境施設組合舞洲工場破碎設備へ搬入する際は、阪神高速道路湾岸線を通行すること。
- (ウ) 環境施設組合舞洲工場破碎設備へ持ち込む場合は、可燃性ごみと不燃性ごみは分別して、別々の日に持ち込むこと。（混載して一度に持ち込むことはできない。）

イ ごみの発生区ごとの搬入処理施設及び受入時間

ごみの種別	ごみの発生区	環境施設組合 処理施設名称	受入時間
焼却対象物	中央区・東成区・城東区・鶴見区	鶴見工場	9時～11時 13時～15時
	北区・西区・港区・大正区・浪速区・西淀川区・住之江区・西成区	西淀工場	
	（他工場の状況により持ち込みを指定する場合がある）	八尾工場	
	福島区・此花区	舞洲工場	
	天王寺区・生野区・阿倍野区・住吉区・東住吉区・平野区	平野工場	
	都島区・淀川区・東淀川区・旭区	東淀工場	
破碎対象物	全ての区	舞洲工場破碎設備	

(5) 環境美化清掃

ア 道路清掃

- (ア) 主要幹線道路の車道は、汚れ度合により、市（委託）が路面清掃車等による機械清掃を行う。

清掃対象	清掃回数	清掃距離
御堂筋本線	週 2 回	4km
主要幹線道路	週 1 回	92km
	1 回／2 週	472km
	月 1 回	54km
合計		622km

(イ) 歩道植樹帯及び分離帯は、市（委託）が除草し清掃を行う。

清掃対象	清掃回数	清掃範囲
歩道植樹帯等	年12回	440, 361㎡
分離帯	年12回	193, 140㎡
合計		633, 501㎡

(ウ) 歩道橋及び橋の歩道等の市民協力の困難な場所は、市（直営）が手掃きによる清掃を行う。

(エ) 散乱ごみは、市（直営）が環境整備業務の一環としてパトロールを行いながら、随時清掃を実施し、収集する。

(オ) 市が必要と認める場所に街頭ごみ容器を設置し、市（直営）がこれらを適切に維持管理し、中に捨てられたごみを収集する。

イ 不法投棄ごみの収集

市（直営）が市内を巡回し、不法投棄ごみを発見次第適正に処理するとともに、市民のボランティア清掃により集められたごみを収集する。

ウ 不法投棄防止対策

不法投棄防止看板の設置、市民への協力依頼等、不法投棄されにくい環境づくりに努めるとともに、土地管理者の管理義務を履行するよう指導する。

また、あいりん地域における特に不法投棄が多発する場所を対象に、人感センサー付照明灯や監視カメラを設置し、環境改善に取り組む。

さらに、市民のモラル向上を喚起するため、広報活動を行う。

エ 河川の水面清掃

市管理河川等を対象に、市（委託）により水面に浮遊するごみを収

集する。

(6) 犬・猫等の死体の収集

家庭で飼われていたペットの死体については市民からの電話申し込みの都度、また、道路上のへい死動物については通報の都度、それぞれ市（直営）が収集する。

7 処理処分計画

(1) 焼却処理

3 Rを推進したうえで、なお排出されるごみについて、可燃性ごみは環境施設組合が全量焼却し、粗大ごみ等は破碎処理後、金属回収を行うとともに、残渣については環境施設組合が焼却処理する。

資源ごみ及び容器包装プラスチックについては、市（委託）が選別・異物除去等を経て資源化を行い、残渣については環境施設組合が焼却処理する。

また、犬・猫等の死体は、民間施設において市（委託）が焼却処理する。

(2) 資源化

ア 破碎設備

粗大ごみ等は、環境施設組合が破碎処理後、金属を回収し資源化を行う。

イ 民間資源化施設

(ア) 資源ごみ

資源ごみ中継地に搬入した資源ごみ及び許可業者が収集するアパート・マンションから排出され、焼却工場内に設置したコンテナ等に搬入された資源ごみを、市（委託）により民間選別施設にて選別、圧縮・減容し、再資源化事業者引き渡すことにより資源化を行う。

(イ) 容器包装プラスチック

容器包装プラスチック中継施設に搬入した容器包装プラスチック及び許可業者が収集するアパート・マンションから排出され、焼却工場内に設置したコンテナ等に搬入された容器包装プラスチックを、市（委託）により民間施設にて異物除去を行ったうえで圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すことにより資源化を行う。

(ウ) 古紙・衣類

古紙・衣類は、収集したものを直接、再資源化事業者引き渡すことにより資源化を行う。なお、北区・都島区・西区・港区・大正区については、委託業者自らが収集し資源化を行う。

(エ) 拠点回収

A 乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計及びリユースに向かないマタニティウェア等については、再資源化事

業者に引渡すことにより資源化を行う。

B インクカートリッジは、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に引渡すことにより資源化を行う。

C 使用済小型家電は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づく国の認定事業者に引渡すことにより資源化を行う。

(3) 中間処理の内訳及び処理量

ア ごみ

(ア) 焼却工場（焼却処理）

（単位：t／年）

種別	直接搬入量	破碎設備・中継地・中継施設からの搬入量	計
家庭系ごみ	337,368	8,063	345,431
事業系ごみ	534,151	5,901	540,052
環境系ごみ	4,627	95	4,722
計	876,146	14,059	890,205

※ 八尾市等のごみは除く。

(イ) 破碎設備（資源化）

（単位：t／年）

種別	搬入量	金属回収量	焼却量
家庭系ごみ	8,828	1,430	7,398
事業系ごみ			
環境系ごみ			

(ロ) 民間資源化施設（資源化）

（単位：t／年）

種別	搬入量	資源化量	焼却量
家庭系ごみ	67,762	61,101	6,661
事業系ごみ			

※ 資源化量の内訳（資源ごみ21,487 t／年、容器包装プラスチック18,852 t／年、古紙18,920 t／年、衣類1,699 t／年、乾電池84 t／年、蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計17 t／年、インクカートリッジ 5 t／年、マタニティウェア等21 t／年、使用済小型家電16 t／年）

イ 犬・猫等の死体

民間処理施設（焼却処理）

（単位：t／年）

種別	搬入量
家庭で飼われていたペットの死体及び道路上のへい死動物	67

(4) 最終処分計画

ア 最終処分

焼却灰は、環境施設組合が北港処分地又は大阪湾広域臨海環境整備センター大阪湾広域処理場で埋立処分を行う。

イ 埋立処分総量 (単位：t／年)

種別		埋立量
ごみ埋立処分総量（焼却残滓量）		150,800
内訳	北港処分地夢洲（第1区）埋立量	106,860
	大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場埋立量	43,940

※ 上記のごみ埋立処分総量には、八尾市等のごみを含む。

ウ 北港処分地の延命化

焼却灰の一部について大阪湾広域臨海環境整備センター大阪湾広域処理場で埋立処分を行うなど、環境施設組合と連携して北港処分地の延命化を図る。

エ 新たな最終処分場の確保

北港処分地以降の最終処分地の確保に向け、「大阪湾フェニックス計画」の円滑な推進が図れるよう関係先との調整等取組を進める。

(5) 施設一覧

ア 環境事業センター

名称	担当行政区	所在地
北部環境事業センター	北区・都島区	北区同心 2-8-14
東北環境事業センター	淀川区・東淀川区	東淀川区上新庄 1-2-20
城北環境事業センター	旭区・城東区・鶴見区	鶴見区焼野 2-11-1
西北環境事業センター	福島区・此花区・西淀川区	西淀川区大和田 2-5-66
中部環境事業センター	天王寺区・東住吉区	東住吉区杭全 1-6-28
中部環境事業センター出張所	中央区・浪速区	浪速区塩草 2-1-1
西部環境事業センター	西区・港区・大正区	大正区小林西 1-20-29
東部環境事業センター	東成区・生野区	生野区巽中 1-1-4
西南環境事業センター	住之江区・住吉区	住之江区泉 1-1-111
南部環境事業センター	阿倍野区・西成区	西成区南津守 5-5-26
東南環境事業センター	平野区	平野区瓜破南 1-3-40

イ 焼却工場（環境施設組合が所管）

名称 所在地	規模	処理 能力	竣工年度	余熱利用
鶴見工場 鶴見区焼野 2-11-5	300t/日 × 2 基	600 t/日	平成元	発電 (12,000kW) : 近隣施設に送電
西淀工場 西淀川区大和田 2-5-68	300t/日 × 2 基	600 t/日	平成 6	発電 (14,500kW) : エルモ西淀川ほか近 隣施設に送電・蒸気 供給
八尾工場 八尾市上尾町 7-1	300t/日 × 2 基	600 t/日	平成 6	発電 (14,500kW) : 八尾市立衛生処理場 に送電・八尾市立屋 内プールに蒸気供給
舞洲工場 此花区北港白津 1-2-48	450t/日 × 2 基	900 t/日	平成13	発電 (32,000kW) : 舞洲スラッジセンタ ーに蒸気供給
平野工場 平野区瓜破南 1-3-14	450t/日 × 2 基	900 t/日	平成14	発電 (27,400kW) : リフレうりわりほか 近隣施設に送電
東淀工場 東淀川区南江口 3-16-6	200t/日 × 2 基	400 t/日	平成21	発電 (10,000kW)

※ 上記施設のほかに住之江工場が更新のため休止中。

※ リフレうりわりについては、一時閉館中。(平成30年 3 月現在)

ウ 破碎設備 (環境施設組合が所管)

名称	規模	竣工年度	備考
舞洲工場破碎設備	回転式120t/5h 低速回転せん断 式50t/5h	平成13	舞洲工場内に設 置

エ 資源ごみ中継地

名称	竣工年度	所在地
鶴見中継地	平成 6	鶴見区焼野 2-11-1 城北環境事業センタ ー敷地内
西北方面中継 地	平成 6	西淀川区大和田 2-5-66 西北環境事業セ ンター敷地内
西南方面中継 地	平成 6	大正区南恩加島 1-11-24 環境局もと大正 工場敷地内
東南方面中継 地	平成 6	平野区瓜破南 1-3-40 東南環境事業セン ター敷地内
東北方面中継	平成13	東淀川区南江口 3-16-6 環境施設組合東

地		淀工場敷地内
---	--	--------

オ 容器包装プラスチック中継施設

名称	竣工年度	所在地
舞洲中継施設	平成13	此花区北港白津 1-2-48 環境施設組合舞洲工場敷地内
住之江中継施設	平成13	住之江区北加賀屋 4-1-26 環境施設組合住之江工場敷地内
西淀中継施設	平成15	西淀川区大和田 2-5-66 環境施設組合西淀工場敷地内
鶴見中継施設	平成15	鶴見区焼野 2-11-1 環境施設組合鶴見工場敷地内
平野中継施設	平成17	平野区瓜破南 1-3-40 環境施設組合平野工場敷地内
東淀中継施設	平成22	東淀川区南江口 3-16-6 環境施設組合東淀工場敷地内

カ 管路輸送施設

名称	所在地	設置場所	導入年度
管路輸送センター	住之江区南港中 6-2-28	南港ポートタウン (住之江区南港中)	昭和52

キ 最終処分場

(ア) 埋立処分場

名称	規模	埋立開始年度	位置
北港処分地夢洲 (第1区)	(埋立面積) 731,000m ² (埋立容量) 11,690,000m ³	昭和60	此花区夢洲東1丁目地先
大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場	(埋立面積) 950,000m ² (埋立容量) 14,000,000m ³	平成21	此花区北港緑地地先

※ 北港処分地夢洲(第1区)の規模は、当初計画の埋立面積及び埋立容量を表す。

※ 大阪沖埋立処分場における埋立面積は当初計画における同処分場の全面積を表し、埋立容量は同処分場の廃棄物分全量を表す。

(イ) 中継基地

名称	所在地
大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地	西淀川区中島 2-10-100

8 まちの美化推進・路上喫煙対策等

(1) まちの美化推進

ア ターミナルや繁華街等で指定している「ノーポイモデルゾーン」内本市指定エリアで定期的に清掃や美化啓発活動をする「まち美化パートナー」に支援を行う。

イ 市内各地域で実施されている清掃ボランティア活動に対し、清掃用具の交付や表彰の実施等を行うことにより、ボランティア団体の定着と活性化を図るとともに、新たな担い手を発掘し、清掃ボランティアの新規拡充を図るため、まち美化パートナー制度や清掃用具交付制度の周知等を行い、広く市民・事業者へ清掃活動への協力を呼びかける。

ウ 市民・事業者・行政の連携によるまちの美化を推進するため、市内各所を一斉に清掃するイベントとして大阪マラソン実施前に「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」を実施し、まちの美化を訴えるとともに、広く市民・事業者へ清掃活動への協力を呼びかける。

(2) 路上喫煙対策

ア 路上喫煙を防止し、喫煙マナー・モラルの向上を図るため、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例（路上喫煙防止条例）」に基づき、御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺、都島区京橋地区を「路上喫煙禁止地区」に指定し、違反者から過料（1,000円）を徴収する。

イ 市民・事業者団体の自主的な路上喫煙防止活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」事業を実施するとともに、喫煙マナーやモラル向上に向けた広報活動を実施し、路上喫煙対策の推進を図る。

ウ 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（中央区戎橋筋・心斎橋筋地域）に向けた検討を行う。

(3) いわゆる「ごみ屋敷」対策

近年社会問題となっている、いわゆる「ごみ屋敷」対策について、平成26年3月に施行された「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」に基づき、区役所が中心となって関係局と連携のうえ、物品等の堆積により不良な状態となっている建物等や居住者に対して、対話・説得等のアプローチを重視しながら、調査、指導、勧告等を行い、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを推進する。

9 適正処理対策

(1) 排出禁止物

ア 排出禁止物の指定

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」第18条第1項に定める一般廃棄物

区分	品目の例示
有害性のある物	硫酸・硝酸等の劇薬、殺虫剤・消毒薬等の農薬、水銀等

危険性のある物	ガスボンベ、消火器、自動車用バッテリー、鋭利な物等
引火性のある物	ガソリン、灯油、シンナー、廃油、油性塗料等及びそれらの残留した容器類、花火、金属粉、マッチ及びライター等
著しく悪臭を発する物	動物・魚等の残渣物、ふん尿等
特別管理一般廃棄物	エアコン・テレビ及び電子レンジに含まれるポリ塩化ビフェニル（P C B）使用部品、感染性廃棄物等
その他本市が行う一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは本市が搬入を行う処理施設における処分を著しく困難にし、又は当該処理施設の機能に支障が生ずる物	《重量物》 自動車、オートバイ、ミニバイク、金庫（手提げ金庫を除く）、ピアノ等 《動物の死体》 犬、猫及び実験動物等 《その他》 廃ゴムタイヤ等（自動車用のものに限る） 【前処理が必要な物】 《大型物》 長さがおおむね2m、厚さがおおむね90cmを超えるもの 《長尺物》 長さがおおむね2mを超えるもの 《液体物》 食用油、塗料 《粉体物》 おが屑、セメント、土砂、がれき 《鋭利物》 ガラス片、竹串、カミソリ 《その他》 ・カセットコンロのボンベ、スプレー缶 ・マッチ、花火、ライター ・石油ストーブ等の発火する恐れのある物

イ 排出禁止物の処理

排出禁止物の処理については、次のとおり適正な処理を行うよう指導する。

区分	処理方法
有害性のある物	排出者が、メーカーや販売店等に引取りを依頼し、専門の処理業者の処理を依頼する等により、適正な処理を行う。
危険性のある物	
引火性のある物	

著しく悪臭を発する物	排出者が、専門の処理業者の処理を依頼する等により、適正な処理を行う。
特別管理一般廃棄物	感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者責任の観点から、排出者が特別管理産業廃棄物処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる処理業者に委託し処理を行う。
	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第1条第1号に掲げるものに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用する部品の処理は、事業者責任で行う。
	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第1条に規定するごみ処理施設*から生じるばいじんの処理は、環境施設組合が行う。
その他本市が行う一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは本市が搬入を行う処理施設における処分を著しく困難にし、又は、当該処理施設の機能に支障が生ずる物	《重量物》 その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門処理業者に処理を委託する。 《動物の死体》 犬、猫等のペットに限り有料制度を利用する。実験動物については排出者自ら処理する。 《その他》 廃タイヤ取り扱い協力指定店に引き取ってもらう。 【前処理が必要な物】 《大型物》 長さ2 m、厚さ90cm以下に切断する。 《長尺物》 長さ2 m以下に切断する。 《液体物》 固形化又は紙、布等に吸着させる。 《粉体物》 丈夫な袋、容器等に密閉する。 《鋭利物》 厚紙等に包むか、丈夫な容器に入れ、内容物及び危険と表示する。 《カセットコンロのボンベ、スプレー缶》 穴をあけずに、必ず使いきる。 《マッチ、花火、ライター》 使いきり、火気のあるものは完全に消す。 《石油ストーブ等の発火する恐れのある物》 燃料、電池を取り除く。

※ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第1条に規定するごみ処理施設とは環境施設組合の焼却工場

(2) 医療系廃棄物

在宅医療に伴う注射器等の医療系廃棄物については、市民に対し耐貫通性のある容器に入れ治療を受けている医療機関に返却するよう啓発を行うことにより、医療機関による自主回収へ誘導する。

(3) 適正処理困難物

法第6条の3第1項の規定により、適正処理困難物として指定された廃棄物については、適正処理の促進を図るよう関係業界との協議や国への要望を行う。

(4) 市域外ごみ及び産業廃棄物対策

本市に処理責任のない市域外ごみ及び産業廃棄物については、処理施設における搬入物検査に基づく排出源調査を実施することにより、適正搬入対策を継続する。

(5) 特定家庭用機器廃棄物

「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が定める特定家庭用機器廃棄物であるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の4品目については、小売業者による引取及び製造業者等によるリサイクルが義務付けられ、それに係る費用を排出者が負担することが定められていることから、大阪市では特定家庭用機器廃棄物を粗大ごみ収集の対象品目から除外する。

なお、小売業者に引取義務が生じない特定家庭用機器廃棄物についても、大阪市では収集を行わず、市民に対し、リサイクルルートへの適切な誘導を行うことで、適正処理を推進する。

(6) 水銀含有廃棄物

本市が拠点回収を行う乾電池、蛍光灯管、水銀体温計、水銀血圧計・水銀温度計の回収時において水銀の飛散・流出防止に留意し、民間資源化施設における水銀の適正処理及び再資源化を行う。

なお、拠点回収及び普通ごみ収集により回収している水銀含有廃棄物について、更なる適正処理の推進を図るため、新たな回収方法等についての検討を行う。

第2 し尿等

1 計画地域

大阪市全域

2 計画期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 し尿等の排出状況

※ し尿等とは、くみ取るべきし尿及びし尿浄化槽等から発生する汚泥をいう。

(単位：キロリットル／年)

種別	排出量
----	-----

し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	95
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	1,999
浄化槽等汚泥	6,097
計	8,191

※ 多量排出事業所とは、排出月量500リットル以上の事業所をいう。

※ 浄化槽等汚泥には、し尿を含む建築物地下排水槽（ビルピット）清掃汚泥及びディスポーザ汚泥を含む。

4 収集・処理主体

種別	収集運搬	処理
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	市（委託）	市（直営）
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	市長が許可した業者（以下、「許可業者」という。）	
浄化槽等汚泥		

5 処理計画

(1) 収集運搬

（単位：キロリットル／年）

種別	計画量	収集運搬方法及び回数
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	95	市（委託）が概ね月2回収集運搬する。
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	1,999	許可業者が必要に応じてその都度収集運搬する。
浄化槽等汚泥	6,097	
収集総量	8,191	

(2) 最終処理

ア 方法

流注場に搬入されたし尿等は、脱臭等前処理をした後、下水処理場消化槽へ圧送して処分する。

イ 搬入処理総量

単位：キロリットル／年）

種別	処理量
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	2,094
し尿（仮設便所及び多量排出事業所	

から排出されるし尿)	
浄化槽等汚泥	6,097
計	8,191

ウ 処理施設の概要 (単位：キロリットル／日)

施設名	所在地（面積）	規模
中浜流注場	城東区中浜 1 丁目 1 番 1 号 中浜下水処理場内（439m ² ）	80

(環境局総務部企画課)

大阪市告示第444号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

平成30年 3 月 30 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり（大阪市住之江区南港南五丁目 6 番 2、8 番 2、8 番 10、12 番 1、18 番、23 番 2、24 番 1、25 番 2 の各一部、17 番 1、17 番 3）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称

クロロエチレン、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物